

学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

目 次

- 資料 1 富山県立大学における看護系大学院等の設置に関する報告書（P. 3抜粋）
- 資料 2 富山県立大学大学院看護学研究科設置に関する需要調査報告書
- 資料 3 本学看護学部生の進学希望調査結果
- 資料 4 公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程
- 資料 5 富山県立大学授業料等免除等実施要綱
- 資料 6 富山県立大学授業料等免除等実施要綱の運用について
- 資料 7 大学院の設置に関するアンケート調査結果
- 資料 8 富山県高齢者保健福祉計画（P. 6～8抜粋）
- 資料 9 富山県地域医療構想概要版（P. 8抜粋）
- 資料10 令和2年度富山県予算に対する要望書（令和2年1月）
- 資料11 令和3年度富山県予算に対する要望書（令和3年1月）

2. 看護系大学院の設置に係る現状と課題

(1) 富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の提言 (H27.8)

○全国的な流れや専門看護師等のより高度な人材の供給を踏まえ、将来的に大学院（修士課程）を設置

大学院（修士課程）については、国公立大学のほとんどで設置されており、専門看護師等のより高度な職業人の育成・供給の観点からも**将来的に設置するのが適当**である。

「富山県における看護系高等教育機関の整備充実に関する報告書」
(平成27年8月富山県看護系高等教育機関整備検討委員会)より

(2) 医療現場のニーズ

<令和2年1月28日 3団体（医師会、公的病院長協議会、看護協会）要望書>

1 県立大学に大学院（修士課程）を設置すること

専門看護師などより高度な看護人材を育成するため、県立大学に看護系の大学院を設置すること。

公的病院を中心に
大学院の設置ニーズが高い。

<「大学院看護学研究科設置」に関するアンケート結果(R2.8本学実施)>

- ・大学院の設置を希望する医療機関 72.6%（公的病院 95.8%）
- ・設置されれば大学院に職員を修学させたいとした医療機関 55.6%（公的病院 79.2%）
- ・大学院修了の看護師を採用したいとした医療機関 32.5%（公的病院 83.3%）

○専門看護師

複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するため、特定の専門看護分野※の知識及び技術を深めた者（看護師として5年以上の経験を持ち、看護系の大学院修士課程を修了した後に、専門看護師認定審査に合格した者）。実践・相談・調整・倫理調整・教育・研究の6つの役割を果たすことにより、地域の看護の質の向上や看護学の発展に貢献。

富山県では、令和2年10月13日現在、16名の専門看護師が配置されている。

（日本看護協会認定部調べ）

※ 15分野（専門看護師教育課程14、ナースプラクティショナー（NP）教育課程1）

- | | | | | |
|-------|---------|-------|--------|----------------|
| ①がん看護 | ②慢性疾患看護 | ③母性看護 | ④小児看護 | ⑤老年看護 |
| ⑥精神看護 | ⑦家族看護 | ⑧感染看護 | ⑨地域看護 | ⑩クリティカルケア看護 |
| ⑪在宅看護 | ⑫遺伝看護 | ⑬災害看護 | ⑭放射線看護 | ⑮プライマリケア看護（NP） |

(3) 学生のニーズ（「大学院への進学希望」看護学部新入生アンケート結果）

- ・R元 … 14名（本県6名、他県8名）（回答数：120名）
- ・R2 … 8名（〃5名、〃3名）（〃）

(4) 公立の看護系大学の状況

未設置：富山県立大学、千葉県立保健医療大学、
名寄市立大学、公立小松大学（※R4設置予定）

- ① 大学院（修士課程）の設置率 92%（46/50）
- ② 大学院（博士課程）〃 62%（31/50）

富山県立大学大学院看護学研究科 設置に関する需要調査報告書

(対象：県内の医療機関、介護老人施設等に勤務する看護管理者、看護職員)

令和 3 年 10 月

株式会社高等教育総合研究所

目次

I 調査の概要	1
II 大学院に関する調査（①看護管理者）	
1 全質問項目の集計結果	3
2 集計結果のポイント	9
III 大学院に関する調査（②看護職員）	
1 全質問項目の集計結果	14
2 集計結果のポイント	24
添付資料	31

I 調査の概要

- ◆調査目的 : 本調査は、富山県立大学が令和5年4月設置に向けて構想中の「富山県立大学大学院看護学研究科」の学生確保の見通しを、大学外の公正な第三者機関によりアンケートを用いて測ることを目的とする。

- ◆調査対象 :
 - 調査対象① 富山県立大学が位置する富山県内の医療機関、介護老人保健施設等に勤務する看護管理者

 - 調査対象② 富山県立大学が位置する富山県内の医療機関、介護老人保健施設等に勤務する看護職員

- ◆調査方法 : 富山県立大学大学院看護学研究科への進学が現実的と考えられる、富山県に所在する医療機関、介護老人保健施設等90施設に、アンケート用紙を送付。各施設の看護管理者および、施設に所属する看護職員にアンケート用紙と返信用封筒を配布頂き、看護管理者・看護職員の任意でアンケートを回答後、返信用封筒にて回収した。

- ◆調査内容 :
 - 調査対象① アンケート項目は全13問で、12問が選択式、1問が記述式とした。主な質問内容は、以下の通りである。
 - 『回答者の施設で勤務している看護職の人数について』
 - 『回答者の施設で勤務している看護職者の、富山県立大学大学院看護学研究科への進学について』
 - 『回答者の施設の看護職が富山県立大学大学院看護学研究科で学ぶ場合に期待することについて』

 - 調査対象② アンケート項目は全17問で、16問が選択式、1問が記述式とした。主な質問内容は、以下の通りである。
 - 『回答者の基本情報（職種・年齢・最終教育機関等）について』
 - 『回答者における富山県立大学大学院看護学研究科への進学意欲について』
 - 『回答者における富山県立大学大学院看護学研究科へ進学する際の希望について』

- ◆実施施設 : ●調査対象① 62 施設 (実施率 68.9%/依頼先 90 施設)
●調査対象② 68 施設 (実施率 75.6%/依頼先 90 施設)

- ◆配布件数 : ●調査対象① 90 件
●調査対象② 2,248 件

- ◆有効回答件数 : ●調査対象① 62 件 (回収件数 62 件/有効件数率 100%)
●調査対象② 1,949 件 (回収件数 2,026 件/有効件数率 96.2%)
※調査対象②において、問 9、問 10 (2) に 3 つ以上回答したものは、無効回答とした。

II 大学院に関する調査 (①看護管理者)

1 全質問項目の集計結果

※「構成比」 (%) はいずれも、小数第二位を四捨五入。よって、合計はかならずしも100%と一致しない。

3～8 ページは、アンケートで回答を得た 62 人の回答結果に基づく全質問項目の集計結果である。

問 1 貴施設において、現在勤務されている看護職の人数はどのくらいですか。次の中から 1 つだけ選んでください。

選択項目		回答数	構成比
1	1～9人	14	22.6%
2	10～49人	18	29.0%
3	50～99人	6	9.7%
4	100～299人	17	27.4%
5	300～499人	5	8.1%
6	500人以上	2	3.2%
合計		62	100.0%

問 2 大学院を設置した場合、あなたの施設では看護職に対する教育機会の一つとして、進学させたいと思いますか。次の中から 1 つだけ選んでください。

選択項目		回答数	構成比
1	進学させたい	7	11.3%
2	条件が合えば進学させたい	27	43.5%
3	今後、検討したい	15	24.2%
4	利用する予定はない	8	12.9%
5	その他	5	8.1%
合計		62	100.0%

問3 貴施設の看護職が大学院で学ぶ場合、どのような資質の向上を期待しますか。次の中から選んでください (いくつでも)

※複数回答項目のため、回答数は62件の延べ数。

※各構成比 = 回答数 ÷ 62

選択項目		回答数	構成比
1	看護実践能力	34	54.8%
2	研究力	47	75.8%
3	教育力	48	77.4%
4	管理能力	41	66.1%
5	専門看護師などの資格の取得	31	50.0%
6	その他	2	3.2%

問4 貴施設に大学院への進学を希望する看護職および貴施設が大学院への進学を推薦したいとお考えの看護職はどれくらいいますか。次の中から1つだけ選んでください。(数年以内の進学希望を含む)

選択項目		回答数	構成比
1	1人	45	72.6%
2	2人	10	16.1%
3	3人	2	3.2%
4	4人	0	0.0%
5	5人以上	0	0.0%
	無回答	5	8.1%
合計		62	100.0%

問5 大学院看護学研究科では、専門看護師教育課程(老年看護)の開設を計画しております。本課程の履修を希望しますか。また他に開設を希望する専門分野はありますか。

(1) 専門看護師教育課程(老年看護)の履修

選択項目		回答数	構成比
1	希望する	29	46.8%
2	希望しない	31	50.0%
	無回答	2	3.2%
合計		62	100.0%

(2) 他に開設を希望する専門分野 (2つまで)

※複数回答項目のため、回答数は62件の延べ数。

※各構成比 = 回答数 ÷ 62

選択項目		回答数	構成比
1	がん看護	11	17.7%
2	慢性看護	13	21.0%
3	母性看護	4	6.5%
4	小児看護	4	6.5%
5	精神看護	6	9.7%
6	家族看護	6	9.7%
7	感染看護	10	16.1%
8	地域看護	23	37.1%
9	クリティカルケア看護	4	6.5%
10	在宅看護	20	32.3%
11	遺伝看護	3	4.8%
12	災害看護	4	6.5%
13	放射線看護	0	0.0%
	無回答	3	4.8%

問6 貴施設の看護職が大学院で学ぶ場合、以下の項目についての期待度を聞かせてください。選択肢の中から1つだけ選んでください。

(1) 昼夜開講制度 (夜間や休日も開講する制度)

選択項目		回答数	構成比
1	大いに期待する	22	35.5%
2	期待する	31	50.0%
3	あまり期待しない	7	11.3%
4	期待しない	1	1.6%
	無回答	1	1.6%
合計		62	100.0%

(2) 長期履修制度 (勤務をしながら、2年間の内容を3年で履修する長期履修の制度)

選択項目		回答数	構成比
1	大いに期待する	22	35.5%
2	期待する	31	50.0%
3	あまり期待しない	7	11.3%
4	期待しない	1	1.6%
	無回答	1	1.6%
合計		62	100.0%

(3) 集中履修 (1年間、現場を離れて大学院の学業に専念し、2年目は現場に復帰して論文をまとめる方法)

選択項目		回答数	構成比
1	大いに期待する	8	12.9%
2	期待する	29	46.8%
3	あまり期待しない	18	29.0%
4	期待しない	6	9.7%
	無回答	1	1.6%
合計		62	100.0%

(4) オンライン等による遠隔授業

選択項目		回答数	構成比
1	大いに期待する	26	41.9%
2	期待する	31	50.0%
3	あまり期待しない	2	3.2%
4	期待しない	2	3.2%
	無回答	1	1.6%
合計		62	100.0%

(5) パソコンやインターネットを活用し個人学習できる e-ラーニング

選択項目		回答数	構成比
1	大いに期待する	23	37.1%
2	期待する	33	53.2%
3	あまり期待しない	3	4.8%
4	期待しない	1	1.6%
	無回答	2	3.2%
合計		62	100.0%

問7 看護職が大学院進学を希望した場合、貴施設のバックアップとしてどんなことが可能ですか。(いくつかつても)

※複数回答項目のため、回答数は62件の延べ数。

※各構成比 = 回答数 ÷ 62

選択項目		回答数	構成比
1	休暇・休職制度の創設	17	27.4%
2	授業料などの経済的援助	11	17.7%
3	勤務配置・時間の考慮	33	53.2%
4	精神的な支援	24	38.7%
5	修了後の身分や待遇への反映	15	24.2%
6	今後検討予定	19	30.6%
	無回答	9	14.5%

問 8 大学院看護学研究科の設置にあたって、ご意見・ご要望がありましたらお聞かせください。

1	問4については不明。および推薦したいと思わない。(個人の考えを優先)問7については健康センターの対応(バックアップ)ではなく、市役所(職員係)と協議。
2	高度な実践力、教育力、研究力を備えた看護師の育成により、自立した看護師の社会的貢献の機会が増えま すよう期待します。
3	看護の質向上や看護師個人のキャリアアップのためにぜひ近くで取得できる施設ができることは喜ばしいこ とです。
4	独法のため、就業規則を病院で変えることができませんが、可能な範囲で支援したい。
5	当院は大卒者が少ない為、大学院進学の対象者が限られてきます。
6	実際、経験がないので、学ぶ場合、どんな選択で学べば負担(本人・職場)が少ないのかわかりかねます。 ただ、向学心を持ち、現場に活かしていただけると、他スタッフのモチベーションにもなりますし、他職種 とも組織横断的な係りができ、チーム医療も発展するので、よいと考えます。広い視野と専門性を深めたス ペシャリストの育成に期待します。
7	社会人になって、大学院で学ぶ魅力ややりがいや体感できるしくみづくりがあるとよい。
8	看護管理について学ぶ機会を設けてほしい。
9	産育休を取得する者、部分休を取得する者が多く業務多忙であるため、職員が大学院に進学する場合の職場 としてのバックアップ(休職制度や休暇制度創設)は非常に難しい状況にある。しかし、スキルアップのた めに、大学院進学による学習はとても重要であるとする。業務効率を向上させ、勤務時間中に学習させる ことができる体制をつくる必要性を感じた。

2 集計結果のポイント

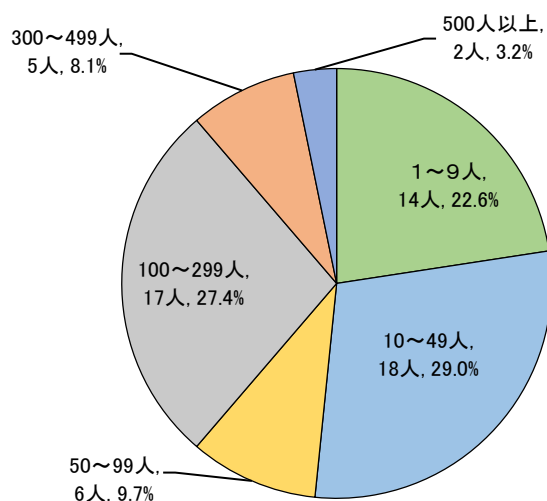
※「構成比」(%)はいずれも、小数第二位を四捨五入。よって、合計はかならずしも100%と一致しない。

- 100人以上の看護職が勤務している施設は38.7%、99人以下の看護職が勤務している施設は61.3%

本調査は、富山県立大学が令和5年4月設置に向けて構想中の「富山県立大学大学院看護学研究科」への受験および入学の可能性がもっとも高いと考えられる富山県立大学が位置する富山県内の医療機関、介護老人施設等に勤務する看護管理者を対象に実施し、62人より回答を得た。

回答者62人のうち、施設において現在勤務している看護職の人数を「10～49人」と回答したのは29.0%にあたる18人で、もっとも多い回答となった。それ以外の選択肢についても回答が一定数見られ、全体の61.3%の施設で99人以下の看護職が勤務しており、38.7%の施設で100人以上の看護職が勤務しているとの回答を得られた。

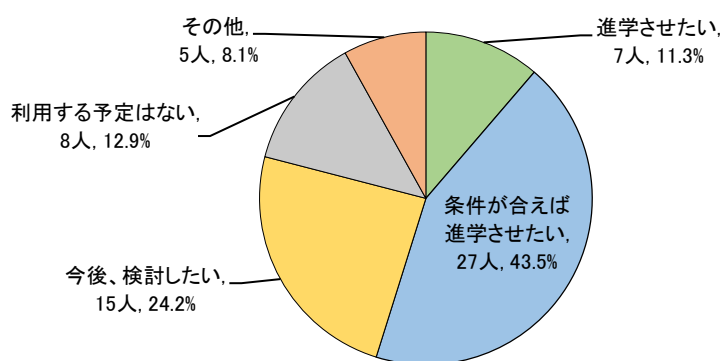
グラフ 回答者の施設において現在勤務している看護職の人数 (「問1」結果より)



● 回答者の 11.3%にあたる 7人が「進学させたい」と回答し、看護職の進学に対して強い意欲を示した

大学院を設置した場合、回答者の施設において、看護職を進学させたいと思うかを質問したところ、回答者の 11.3%にあたる 7人が「進学させたい」と回答し、看護職の進学に対して強い意欲を示した。また、「条件が合えば進学させたい」と回答したのは、43.5%にあたる 27 人であった。

グラフ 大学院を設置した場合、回答者の施設において、看護職を進学させたいと思うか。 (「問2」結果より)

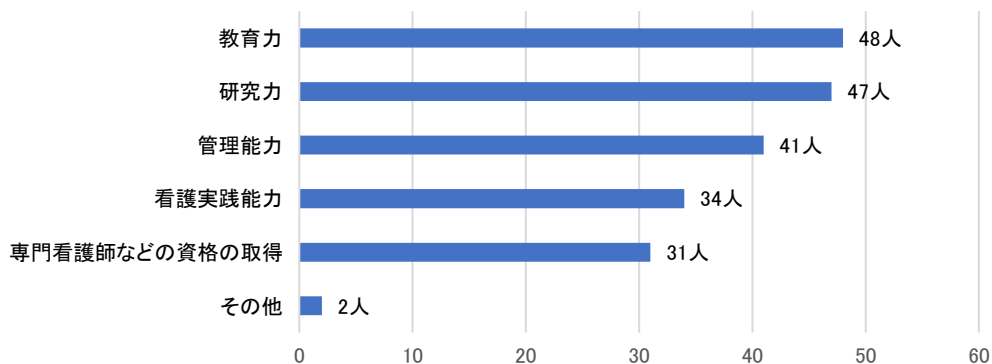


● 「教育力」、「研究力」の向上への期待

回答者 62 人に、施設の看護職が大学院で学ぶ場合、どのような資質の向上を期待するかを質問したところ、多様な能力の向上への期待が見られた。中でも、「教育力」と「研究力」には高い期待が示された。

グラフ 回答者の施設の看護職が大学院で学ぶ場合、どのような資質の向上を期待するか。 (「問3」結果より)

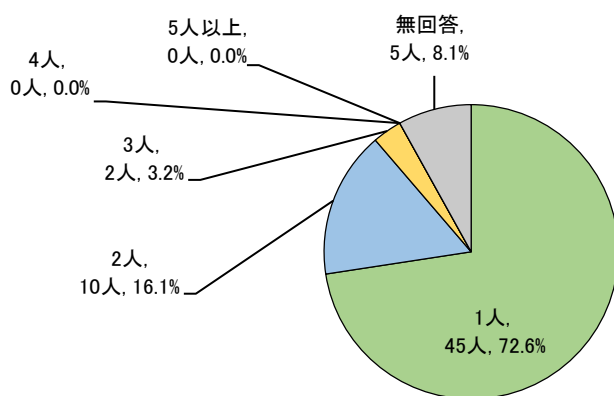
※複数回答の結果、回答の多い順



● 進学を希望する・進学を推薦したい看護職の人数は、7割が「1人」

回答者 62 人のうち、大学院への進学を希望する看護職および、施設が大学院への進学を推薦したいと考える看護職の人数を「1人」と回答したのは 72.6%にあたる 45 人、「2人」と回答したのは 16.1%にあたる 10 人、「3人」と回答したのは 3.2%にあたる 2 人であった。

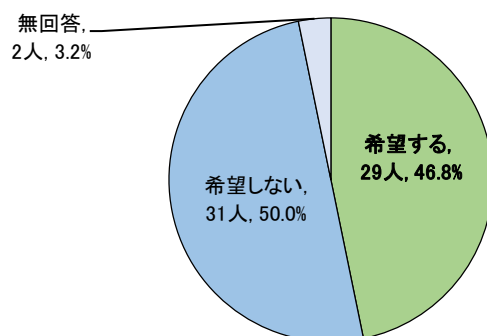
グラフ 回答者の施設における、大学院への進学を希望する看護職および、施設が大学院への進学を推薦したいと考える看護職の人数（「問 4」結果より）



● 46.8%が専門看護師教育課程（老年看護）の履修を「希望する」と回答

回答者 62 人に、大学院看護学研究科での開設を予定している専門看護師教育課程（老年看護）の履修を希望するかを質問したところ、4割を超える回答者が「希望する」と回答した。

グラフ 専門看護師教育課程（老年看護）の履修を希望するか。（「問 5 (1)」結果より）

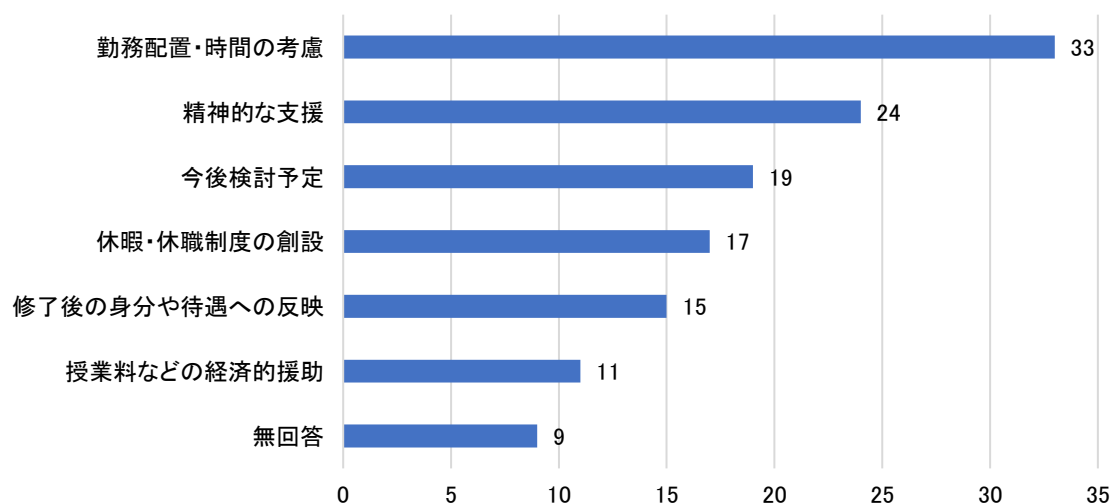


● 「勤務配置・時間の考慮」等、施設からのバックアップが可能との回答が多数

回答者 62 人に、看護職が大学院進学を希望した場合、施設のバックアップとしてどんなことが可能かを質問したところ、33 人が「勤務配置・時間の考慮」、24 人が「精神的な支援」と回答し、選択肢の中で回答が目立った。それ以外の各項目についても、バックアップを可能とする回答が一定数見られた。

グラフ 看護職が大学院進学を希望した場合、施設のバックアップとしてどんなことが可能か。

(「問 7」結果より) ※複数回答の結果、回答の多い順



● 看護管理者が進学させたいと考える看護職の人数は11人と、入学定員10人を上回る人数が示された

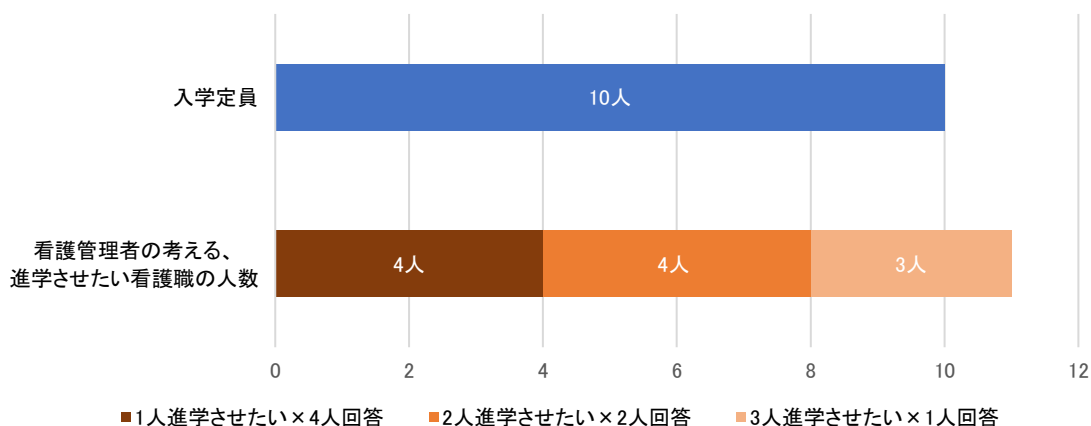
回答者の施設において看護職を進学させたいと思うかについての回答と、大学院への進学を希望する看護職および施設が大学院への進学を推薦したいと考える看護職の人数についての回答をクロス集計したところ、「進学させたい」と回答した7人のうち、進学させたい看護職の人数を「1人」と回答したのは4人、「2人」と回答したのは2人、「3人」と回答したのは1人であった。これらの回答を合計すると、看護管理者が進学させたいと考える看護職の人数は11人となり、富山県立大学大学院看護学研究科の入学定員10人を上回る。

また、「条件が合えば進学させたい」と回答した26人のうち、「1人」と回答したのは19人、「2人」と回答したのは7人であり、さらなる入学者が見込める回答結果であった。

表 看護管理者が進学させたいと考える看護職の人数×進学意欲（「問2、4」結果より）

選択項目		進学させたい		条件が合えば進学させたい	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	1人	4	57.1%	19	73.1%
2	2人	2	28.6%	7	26.9%
3	3人	1	14.3%	0	0.0%
4	4人	0	0.0%	0	0.0%
5	5人以上	0	0.0%	0	0.0%
合計		7	100.0%	26	100.0%

グラフ 看護管理者が進学させたいと考える看護職の人数の合計（「問2、4」結果より）



III 大学院に関する調査 (②看護職員)

1 全質問項目の集計結果

※「構成比」(%)はいずれも、小数第二位を四捨五入。よって、合計はかならずしも100%と一致しない。

14～23 ページは、アンケートで回答を得た1,949人の回答結果に基づく全質問項目の集計結果である。

問1 所属している施設は次のどれに該当しますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択項目		回答数	構成比
1	病院	1,758	90.2%
2	訪問看護ステーション	52	2.7%
3	介護保健施設	22	1.1%
4	行政部門(県厚生センター、市町村保健センター等)	89	4.6%
	無回答	28	1.4%
合計		1,949	100.0%

問2 どのような職種で仕事をされていますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択項目		回答数	構成比
1	看護師	1,771	90.9%
2	保健師	99	5.1%
3	助産師	45	2.3%
4	その他	3	0.2%
	無回答	31	1.6%
合計		1,949	100.0%

問3 どのような立場で仕事をされていますか。該当すると思われるものを次の中から1つだけ選んでください。

選択項目		回答数	構成比
1	スタッフ	1,651	84.7%
2	病棟やユニットの管理者	165	8.5%
3	看護部門管理者	72	3.7%
4	その他	29	1.5%
	無回答	32	1.6%
合計		1,949	100.0%

問4 年齢は次のどれに該当しますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択項目		回答数	構成比
1	20代	579	29.7%
2	30代	485	24.9%
3	40代	558	28.6%
4	50代	284	14.6%
5	60代	14	0.7%
	無回答	29	1.5%
合計		1,949	100.0%

問5 最終教育機関は次のどれに該当しますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択項目		回答数	構成比
1	高等学校専攻科卒	140	7.2%
2	専修学校卒	1,356	69.6%
3	短期大学卒	152	7.8%
4	大学卒	230	11.8%
5	大学院(修士課程)修了	34	1.7%
6	大学院(博士課程)修了	2	0.1%
	無回答	35	1.8%
合計		1,949	100.0%

問6 看護職としての実務経験年数は次のどれに該当しますか。次の中から1つだけ選んでください。

(月数は切り捨て)

選択項目		回答数	構成比
1	0～4年	425	21.8%
2	5～9年	354	18.2%
3	10～14年	311	16.0%
4	15～19年	256	13.1%
5	20年以上	578	29.7%
	無回答	25	1.3%
合計		1,949	100.0%

問7 保有している看護職の資格は次のどれですか。すべて選んでください。

※複数回答項目のため、回答数は1,949件の延べ数。

※各構成比 = 回答数 ÷ 1,949

選択項目		回答数	構成比
1	看護師	1,810	92.9%
2	保健師	271	13.9%
3	助産師	60	3.1%
4	認定看護師	111	5.7%
5	専門看護師	46	2.4%
6	その他	56	2.9%
	無回答	49	2.1%

問8 大学院を設置した場合、進学したいと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択項目		回答数	構成比
1	進学したい	60	3.1%
2	将来進学したい	40	2.1%
3	環境が整えば進学したい	156	8.0%
4	検討したい	301	15.4%
5	進学する予定はない	1,347	69.1%
	無回答	45	2.3%
合計		1,949	100.0%

問9 大学院において学びたい分野を、次の中から2つまで選んでください。

※複数回答項目のため、回答数は1,949件の延べ数。

※各構成比 = 回答数 ÷ 1,949

選択項目		回答数	構成比
1	基礎看護学	368	18.9%
2	成人看護学	496	25.4%
3	老年看護学	384	19.7%
4	小児看護学	188	9.6%
5	母性看護学	153	7.9%
6	精神看護学	197	10.1%
7	在宅看護学	573	29.4%
8	地域看護学	564	28.9%
9	看護管理学	224	11.5%
	無回答	45	2.3%

問10 大学院看護学研究科では、専門看護師教育課程（老年看護）の開設を予定しております。本課程の履修を希望しますか。また他に開設を希望する専門分野はありますか。

(1) 専門看護師教育課程（老年看護）の履修

選択項目		回答数	構成比
1	希望する	340	17.4%
2	希望しない	1,537	78.9%
	無回答	72	3.7%
合計		1,949	100.0%

(2) 他に開設を希望する分野(2つまで)

※複数回答項目のため、回答数は1,949件の延べ数。

※各構成比 = 回答数 ÷ 1,949

選択項目		回答数	構成比
1	がん看護	526	27.0%
2	慢性看護	270	13.9%
3	母性看護	93	4.8%
4	小児看護	103	5.3%
5	精神看護	132	6.8%
6	家族看護	187	9.6%
7	感染看護	280	14.4%
8	地域看護	336	17.2%
9	クリティカルケア看護	145	7.4%
10	在宅看護	446	22.9%
11	遺伝看護	67	3.4%
12	災害看護	337	17.3%
13	放射線看護	36	1.8%
	無回答	309	15.9%

問 11 大学院に進学する場合、以下の項目についての希望をお聞かせください。選択肢の中から1つだけ選んでください。

(1) 昼夜開講制度(夜間や休日も開講する制度)

選択項目		回答数	構成比
1	大いに希望する	349	17.9%
2	希望する	816	41.9%
3	あまり希望しない	323	16.6%
4	希望しない	382	19.6%
	無回答	79	4.1%
合計		1,949	100.0%

(2) 長期履修制度（勤務をしながら、2年間の内容を3年で履修する長期履修の制度）

選択項目		回答数	構成比
1	大いに希望する	309	15.9%
2	希望する	816	41.9%
3	あまり希望しない	323	16.6%
4	希望しない	382	19.6%
	無回答	119	6.1%
合計		1,949	100.0%

(3) 集中履修（1年間、現場を離れて大学院の学業に専念し、2年目は現場に復帰して論文をまとめる方法）

選択項目		回答数	構成比
1	大いに希望する	221	11.3%
2	希望する	705	36.2%
3	あまり希望しない	456	23.4%
4	希望しない	459	23.6%
	無回答	108	5.5%
合計		1,949	100.0%

(4) オンライン等による遠隔授業

選択項目		回答数	構成比
1	大いに希望する	411	21.1%
2	希望する	837	42.9%
3	あまり希望しない	278	14.3%
4	希望しない	293	15.0%
	無回答	130	6.7%
合計		1,949	100.0%

(5) パソコンやインターネットを活用し個人学習できる e-ラーニング

選択項目		回答数	構成比
1	大いに希望する	415	21.3%
2	希望する	881	45.2%
3	あまり希望しない	243	12.5%
4	希望しない	276	14.2%
	無回答	134	6.9%
合計		1,949	100.0%

問 12 大学院看護学研究科の設置にあたって、ご意見・ご要望がありましたらお聞かせください。

1	特にありません。
2	意欲的に学べる環境整備に大いに期待します。よろしく願い致します。
3	現場（施設や地域社会）に貢献できる人材、長く看護業務にたずさわってってくれる人の育成を希望します。
4	仕事との両立ができるような履修制度があれば助かります。
5	自分は今子供二人の子育てもあり、自分がさらに上を目指して学ぶ…という余裕はありませんが、学びたい人がいるだろうし、環境を整えていくのはすごく良いことだと思います。
6	働きながらも学べる環境を整えていただきたいです。大学院に進学したいと思っているので、また、新しい情報がありましたら、県内各病院への案内やネット配信などしていただければありがたいです。
7	希望する方々に少しでもチャンスがあるように多様な学び方を提案していただければありがたい。
8	リエゾン看護をまなびたい気持ちもあるので地元の富山で解説していただけるとありがたいです。
9	コロナ禍ではありますが、看護について深く学ぶ場が増えることについて、良いことだと思います。ネット社会が主流の現代では、家族であっても得る情報は共通しておらず、悪影響も及ぼす情報が多くあると思っています。心のケアも大事な看護の一つであり家族看護、精神看護学も開設して頂けたらと思いました。
10	仕事と家庭を持っていても、学べる環境になればいいなと思う。
11	看護の学を深めるためにとても魅力的だと思います。ライフイベントもあり、なかなか難しいとは思いますが、富山に開設されるのはとても素晴らしいと思います。
12	専門看護師だけでなく、認定看護師の分野も地元で取得できる環境を整えて欲しい。
13	国際看護の分野に興味あり、外国人の在住が多くなり、国際大が近隣にあることから関心は高いと思う。在宅看護のニーズは高まっており、スペシャリストの育成・教育機関が増えると良い。
14	今、放送大学院の修士課程への進学を一年見送って課目だけ勉強しようと手続きをとるところです。やがて論文を書きたいと思っていたので、設置されるのなら考えてみたいです。
15	大学を卒業してすぐに大学院へ進学という選択肢だけではなく、一度臨床で経験を積み、結婚、出産を経て、新たに資格を手得したいと考えた時、県内で学べる環境があることはとてもありがたいし、それを目指す人は必ず増えてくると思います。

16	働きながら大学院に行くのは、体力的にも難しいと思うので、行く場合は学業だけに専念したい。入学金や入学検定料が高いと思う。
17	自分には想像できない話ですが、研究好きの方にはほととのえられた環境があるのなら、良いことだと思います。
18	どんな環境にいる看護師も学ぶことができればよい。
19	ぜひ進めていただきたい。
20	富山県内に学ぶ施設が少ないので、今後希望する人達が行きやすい環境になればと思います。
21	働きながら進学できるような制度を期待しています。
22	富山の地域性や県民性にあった、人材育成を期待します。また富山の人材が他県へ流出しないように、高校生や、他県で働く看護師、他県で学ぶ学生にPRを積極的に希望します。そして県立大生の個性や、県立大の強みをアピールしてください。
23	富山県に看護学研究科が設置されることを楽しみにしています。
24	学習しやすい環境と書籍などの充実があればよい(メディカルオンラインなどの文献検索の充実も)
25	15年前程に他大学で修士を終了したのですが、内容はひどいものでした。いじめにもあい、他の学生も大変苦労しました。設置されるのはいいのですが、教育のできる教員と、学んだことを生かせるような看護界においてのしくみ、(社会人修学では職場の協力)看護管理者の理解などが必要で、県としてきちんと整備してからつくられる事を願います。
26	今後の看護師育成に期待します。
27	富山は大学自体が少なく、地元で大卒で働こうにも大学が無いなら叶わないので、大学も大学院ももっと増やせばいいと思う。
28	名称がかた苦しく重い印象があると感じた。
29	学びたいと思っても環境が整うことがないとむずかしいので希望者のおかれている立場を考慮して対応してあげてほしいと思います。
30	年代幅広く採用あればありがたいです。勉強する環境が増えることは嬉しいです。
31	学びたい気持ちはあっても、家庭との両立が難しいのが現状です。金銭面、時間、家族の承諾など...
32	まず4年間を看護のみ教育した上での大学院進学であればより専門性が高まるような気がしております。
33	問8で検討(進学する予定はない)の場合、9~11が答えづらかったです。
34	県内の病院に勤務しながら通学する場合、勤務終了時間に勤務先を出て授業が受けられるよう、授業開始時間に15:30や19:00等の遅めの時間からにした方が通学しやすいのではないかと思います。(教員の負担が大きくなってしまいますが。)
35	学費がたくさんかかるので、なかなか希望できません。
36	仕事で疲れ、休日があってもまったく疲れがとれないのに仕事をしながら専門分野の勉強を行える気がしない。
37	オンラインなどで、入学していないものも勉強できる機会や交流があればと思います。

38	働きながら2年間で修士取得するのはむずかしいと思いましたが、ぜひ長期履修を導入して頂きたいです。オンラインでのゼミや授業も、通学時間の短縮となりとてもよいと感じました。(R3、9月修士取得。実際にコロナでオンラインしてました)
39	看護師として現場で働く忙しいため、研究に取り組むことが、とてもおっくうに感じますが、大切なことだと日頃感じています。専修学校ではほとんど研究の学習をしていないので、もっと定員を増やし、現場のナースを指導できるような人材を作ってほしい。研究の楽しさ喜びなども学べる大学(院)にしてほしい。
40	オンライン授業や長期履修など個々に合った学修パターンが選択できる様なシステムとなれば、大学院への修学が身近なものになるので現実化していただきたい。
41	仕事についているが、仕事を一旦休職して行けるのであればいいが、仕事をしながら行くのは難しく、病院の上司、管理者の考え方によっては、希望しても、進学が現状難しいということが多くあると思われる。その点、社会人修学で当病院の今後の課題となると思う。
42	働きながら、大学院修士課程に進学中です。ぜひ、博士課程の設置の検討をお願いします。
43	毎年約5万人も合格者を出している看護師がなぜ毎年人手不足か?労働環境について研究して頂けたら幸いです。
44	履修を目的にしない看護師に対しても、公開講座など開かれた大学だと有難い。
45	eラーニングを活用して、遠くでも授業に出られるようにしてほしいです。
46	私の出身看護学校は防衛省管轄のため、放送大学では専修学校扱いをしてもらえません。貴校ではいかがですか?私にも入学資格はありますか?
47	勤務をしながらの進学は体が持たない。良い案があればいいなあと思う。また両方中途半端になる気がする。
48	仕事をしながら学ことは非常に難しいのでオンラインによる学習ができるならまなでみたいと思う。(家庭と子育ての両立は非常に難しい)
49	遠方なので通いたいと思っても家庭がネックになります。オンラインやインターネットで受講できたら、少しは楽だと思います。あとは病院自体が専門NSの取得にはあまり協力的ではないので、大学の方からも協力を督促していただければと思います。
50	富山県の発展のために是非設置してください。
51	学ぶ学生のニーズに応じた柔軟なキャパシティの大きい大学院を求めたい。(少しでも看護師等が目指すことができるように)
52	問9~11は、進学する場合の問にて、問8で進学しないと答えてあるので空白にします。
53	9、10、とくに現時点ではない。
54	アンケートが答えにくい。進学する気がないのに学びたい分野を聞かれても困ります。
55	聴講システム等あれば、オンラインで利用したい。
56	お金や環境が整えば考えたいと思うが、授業料は高いので踏み切れないところはある。
57	設置できたあかつきには入学希望の方は、きっと多いと思う。設置できることをねがっています。

58	大学で学びたいと考える人材が大学卒業者のみだけではなく、実際に看護実践を経験した人が、スペシャリストを目指したいと希望できる専門分野を少しでも多くあればよいと思います。実践をとおして、自分のありたい姿が見える人も多いと考えます。
59	他に開設を希望する専門分野に救急看護も入れてほしいです。
60	働きながら、大学院に通える環境を希望します。
61	教育課題が老年のみであれば魅力を感じない。近県で取得できない分野も取得できるようにしてほしい。
62	学びを深めることは、現場で働く者にとっては大変重要なことである。しかし、修士となると、学びの深さのイメージがつかない。認定看護師の教育課程を長期にしたものという印象。アピールは必要ではないかと思う。学生が増えてきている中、一定数は学びを深めたい方々はいらっしゃると思う。
63	老年看護以外も希望。
64	開設を誠に楽しみにしております。
65	長く、「看護」の世界に携われる様、学び、研究する方法の選択が、様々な視点から出来たらと思います。
66	看護管理を学ぶことができる修士課程が出来ると県内からの高いニーズにこたえることができる。
67	講師陣の充実、授業料の貸与。
68	看護師として必要な基礎知識や根拠に基づいた対応能力を高める目的で学ぶことが出来たら良いと思います。
69	臨床スタッフには大学院進学するメリットが理解されていないことが多いと感じます。私には教員の経験もあり、学ぶことは楽しいと感じていつか進学できたらと考えますが、共に働くスタッフは「まだどんな勉強したい？」など言います。ハードルが高いと感じていることもあるようです。ハードルが下がれば、学ぶ意欲になるかわかりませんが、うれしいです。
70	働きながらも学べる環境と制度を整えてほしい。働きながらできるのであれば、行きたいと思う人は多いはず。
71	より広い視野と知識を得て、現場に新しい風を入れてくれる人材の育成は大切だと思います。
72	実務経験をしたことで自分が学びたいと思うことが明確になることが多いが、現場での業務を離れて学ぶことには職場の理解が必要であると思う。また子育てをしながら学ぶことに困難を感じ履修を断念する人がいると思うので、長期履修制度や集中履修、オンライン等、多種多様な履修方法があれば、意欲のある人が履修しやすくなることにもつながると思う。

2 集計結果のポイント

※「構成比」(%)はいずれも、小数第二位を四捨五入。よって、合計はかならずしも100%と一致しない。

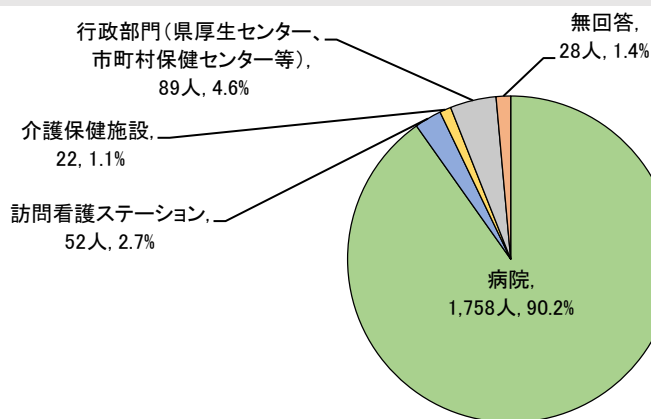
● 所属施設は「病院」が9割、年齢層は20代・40代がそれぞれ約3割

本調査は、富山県立大学が令和5年4月設置に向けて構想中の「富山県立大学大学院看護学研究科」への受験および入学の可能性がもっとも高いと考えられる富山県立大学が位置する富山県内の医療機関、介護老人施設等に勤務する看護職員を対象に実施し、1,949人より回答を得た。

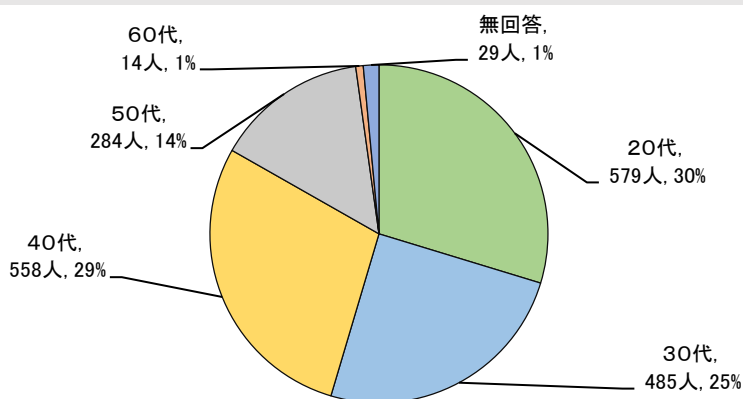
回答者1,949人の所属している施設を質問したところ、「病院」が1,758人で、全体の9割を超える回答であった。

また、回答者1,949人の年齢については、20代から50代にかけて幅広い年齢層からの回答が得られた。

グラフ 回答者の所属している施設 (「問1」結果より)



グラフ 回答者の年齢 (「問4」結果より)



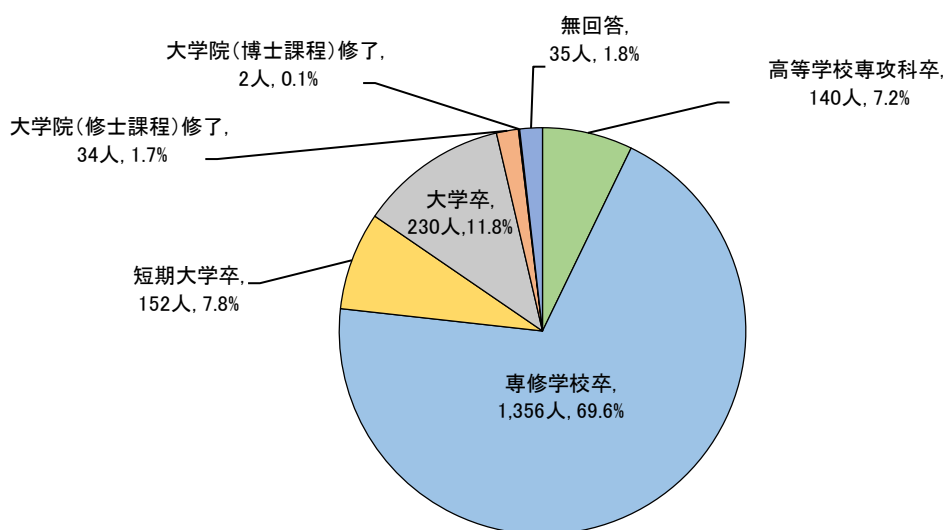
● 「専修学校卒」の回答者および実務経験年数「20年以上」の回答者が多数

回答者1,949人の最終教育機関について質問したところ、69.6%にあたる1,356人が「専修学校卒」でもっとも多い回答となった。富山県立大学大学院看護学研究科において、最も想定される出願資格である「大学卒」の回答者は11.8%にあたる230人であった。

また、専門看護師教育課程の設置を検討していることから、回答者1,949人の看護職としての実務経験年数について質問したところ、29.7%にあたる578人が「20年以上」でもっとも多い回答となった。実務経験年数が5年以上の回答者は合計で1,499人であった。

回答者の最終教育機関と回答者の看護職としての実務経験年数をクロス集計したところ、「高等学校専攻科卒」であり実務経験年数が5年以上の回答者が合計91人、「専修学校卒」であり実務経験年数が5年以上の回答者が合計1,069人、「短期大学卒」であり実務経験年数が5年以上の回答者が合計127人であった。

グラフ 回答者の最終教育機関 (「問5」結果より)



グラフ 回答者の看護職としての実務経験年数 (「問6」結果より)

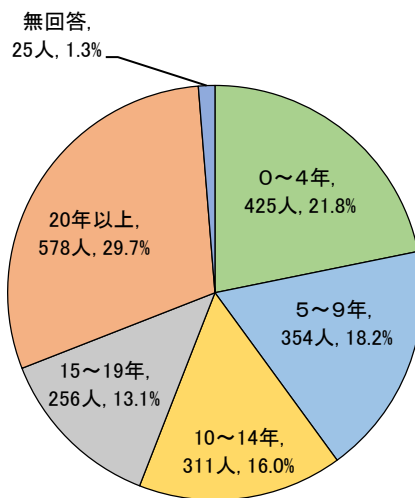


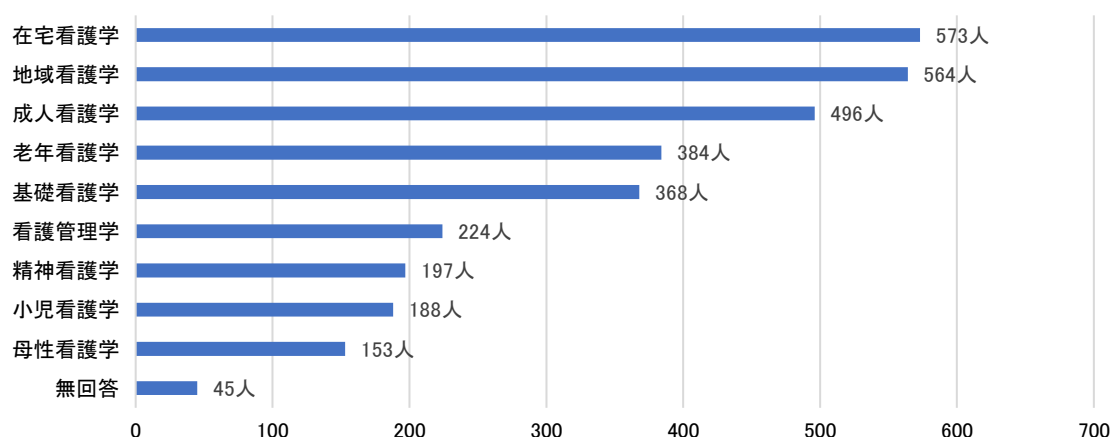
表 回答者の最終教育機関×回答者の看護職としての実務経験年数 (「問5、6」結果より)

	0～4年		5～9年		10～14年		15～19年		20年以上		合計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 高等学校専攻科卒	49	35.0%	43	30.7%	17	12.1%	7	5.0%	24	17.1%	140	100.0%
2 専修学校卒	274	20.4%	218	16.2%	222	16.5%	191	14.2%	438	32.6%	1,343	100.0%
3 短期大学卒	23	15.3%	31	20.7%	11	7.3%	19	12.7%	66	44.0%	150	100.0%
4 大学卒	71	31.1%	55	24.1%	52	22.8%	26	11.4%	24	10.5%	228	100.0%
5 大学院(修士課程)修了	4	11.8%	5	14.7%	6	17.6%	5	14.7%	14	41.2%	34	100.0%
6 大学院(博士課程)修了	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%

● 学びたい分野において、「在宅看護学」、「地域看護学」、「成人看護学」を選択

回答者 1,949 人の「富山県立大学大学院看護学研究科」において学びたい分野について質問したところ、573 人が「在宅看護学」、564 人が「地域看護学」、496 人が「成人看護学」と回答し、選択肢の中で回答が目立った。また、それ以外の各分野についても、一定数の回答が得られた。

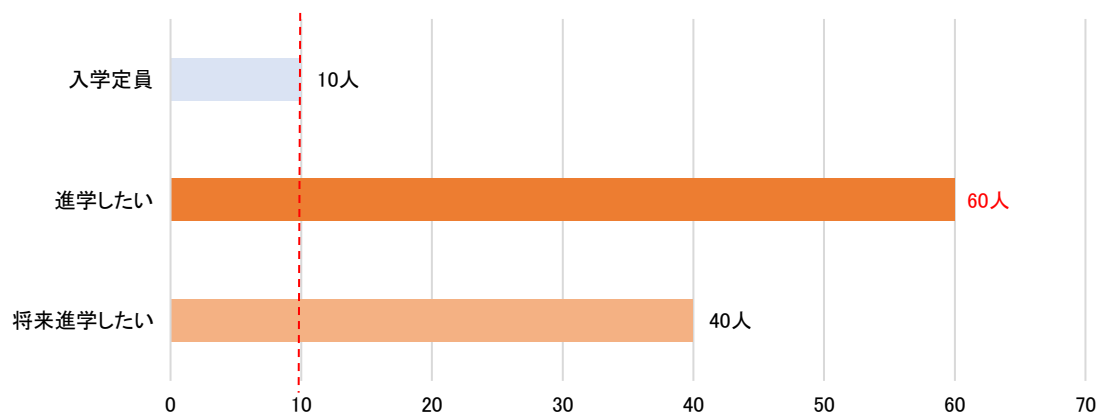
グラフ 回答者の、大学院において学びたい分野（「問9」結果より）※複数回答の結果、回答の多い順



● 入学定員を大きく上回る 60 人が進学意欲を示す

回答者 1,949 人の「富山県立大学大学院看護学研究科」への進学意欲について質問したところ、予定する入学定員 10 名の 6 倍となる 60 人が「進学したい」と回答し、40 人が「将来進学したい」と回答した。

グラフ 回答者の「富山県立大学大学院看護学研究科」への進学意欲（「問8」結果より）



● 「進学したい」と回答した回答者のうち 20 代および 40 代の回答者はそれぞれ 31.7%

進学意欲における回答と、回答者の所属している施設についての回答をクロス集計したところ、病院に所属する回答者のうち 3.2%にあたる 56 人、訪問看護ステーションに所属する回答者のうち 6.0%にあたる 3 人、行政部門（県厚生センター、市町村保健センター等）に所属する回答者のうち 1.1%にあたる 1 人が、富山県立大学大学院看護学研究科に「進学したい」と回答し、各施設から一定数の進学意欲を示す回答が得られた。

進学意欲における回答と、回答者の最終教育機関についての回答をクロス集計したところ、富山県立大学大学院看護学研究科の出願資格である「大学卒」の回答者のうち 3.2%にあたる 7 人が「進学したい」と回答し、1.8%にあたる 4 人が「将来進学したい」と回答した。

進学意欲における回答と、回答者の実務経験年数についての回答をクロス集計したところ、実務経験年数が 0～4 年の回答者の 3.3%にあたる 14 人が「進学したい」と回答した。また、5 年以上の実務経験年数を有する回答者のうち、「進学したい」と回答したのは合計 44 人であり、看護職としての経験年数を一定程度有する回答者から進学意欲を示す回答が得られた。

表 所属している施設×進学意欲（「問 1、8」結果より）

選択項目	病院		訪問看護ステーション		介護保健施設		行政部門（県厚生センター、市町村保健センター等）	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 進学したい	56	3.2%	3	6.0%	0	0.0%	1	1.1%
2 将来進学したい	37	2.1%	1	2.0%	0	0.0%	2	2.3%
3 環境が整えば進学したい	146	8.4%	5	10.0%	3	14.3%	2	2.3%
4 検討したい	275	15.8%	5	10.0%	3	14.3%	18	20.7%
5 進学する予定はない	1,232	70.6%	36	72.0%	15	71.4%	64	73.6%
合計	1,746	100%	50	100%	21	100%	87	100%

表 最終教育機関×進学意欲（「問 5、8」結果より）

選択項目	高等学校専攻科卒		専修学校卒		短期大学卒		大学卒		大学院（修士課程） 修了		大学院（博士課程） 修了	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 進学したい	10	7.3%	38	2.8%	5	3.3%	7	3.2%	0	0.0%	0	-
2 将来進学したい	3	2.2%	22	1.6%	4	2.7%	4	1.8%	3	9.1%	0	-
3 環境が整えば進学したい	13	9.5%	101	7.5%	15	10.0%	20	9.0%	2	6.1%	0	-
4 検討したい	20	14.6%	197	14.7%	24	16.0%	52	23.4%	4	12.1%	0	-
5 進学する予定はない	91	66.4%	985	73.3%	102	68.0%	139	62.6%	24	72.7%	0	-
合計	137	100%	1,343	100%	150	100%	222	100%	33	100%	0	-

表 実務経験年数×進学意欲（「問6、8」結果より）

選択項目	0～4年		5～9年		10～14年		15～19年		20年以上	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 進学したい	14	3.3%	14	4.0%	8	2.6%	4	1.6%	18	3.2%
2 将来進学したい	13	3.1%	5	1.4%	7	2.3%	7	2.7%	8	1.4%
3 環境が整えば進学したい	34	8.1%	26	7.4%	24	7.7%	17	6.6%	54	9.6%
4 検討したい	83	19.9%	60	17.2%	50	16.1%	40	15.6%	68	12.1%
5 進学する予定はない	274	65.6%	244	69.9%	221	71.3%	188	73.4%	412	73.6%
合計	418	100%	349	100%	310	100%	256	100%	560	100%

● アンケート結果のまとめ

上記の富山県立大学大学院看護学研究科への進学に対する、看護管理者と看護職員による意見を勘案すると、看護管理者が進学させたい・進学を推薦したいと考える看護職員の人数は「11人」であり、進学を希望する看護職員の人数は「60人」であった。

看護職員のうち「将来進学したい」と回答したのは40人であり、富山県立大学大学院看護学研究科の開設時に加え、将来の入学意欲についても回答が得られた。

また、看護職員のうち富山県立大学大学院看護学研究科の出願資格である「大学卒」の回答者は全体の11.8%にあたる230人であり、「本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者（専門看護師教育課程設置を念頭に、看護職としての経験年数が一定程度ある者）」を満たすと考えられる回答者については、「専修学校卒」であり実務経験年数が5年以上の回答者が合計1,069人、「短期大学卒」であり実務経験年数が5年以上の回答者が合計127人であった。

看護管理者に対し、看護職員が大学院進学を希望した場合、バックアップとしてどんなことが可能かを質問したところ、33人が「勤務配置・時間の考慮」、24人が「精神的な支援」と回答し、看護職員の進学への支援を示す回答が多く見られた。

加えて、看護管理者に対し、施設の看護職員が大学院で学ぶ場合、どのような資質の向上を期待するかを質問したところ、「教育力」、「研究力」をはじめとして、多様な能力の向上への期待が見られたことから、看護職員の学習に対する看護管理者からの意欲が示される結果となった。

以上より、富山県立大学が令和5年4月設置に向けて構想中である「富山県立大学大学院看護学研究科」への進学を支援するという意向の回答が看護管理者より得られた。また、予定する定員10人を上回る進学意欲を示す回答が看護職員より得られた。加えて、富山県立大学の在学生へのアンケートも並行して行われており、更なる進学希望者が得られることが予想されるため、学生確保は問題ないと判断できる。

添付資料

「富山県立大学大学院看護学研究科設置に関する需要調査」アンケート調査票（看護管理者）

「富山県立大学大学院看護学研究科設置に関する需要調査」アンケート調査票（看護職）

富山県立大学大学院看護学研究科の設置に関するアンケート調査票

富山県立大学では、医療機関等の求める質の高い看護職員の育成、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材の育成に取り組むとともに、富山県の看護学研究の拠点を目指した「大学院看護学研究科」の令和5年4月の設置に向けて準備を進めております。

大学院は、大学を卒業した方だけでなく、大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め、22歳以上に達した方は受験資格が得られます。また、社会人の修学について最大限の便宜を図りたいと考えております。このアンケート調査は、将来修了生の採用を検討いただく皆様からご意見をお聞きし、大学院看護学研究科設置の基礎資料とするものです。

ご回答いただいた調査票は、統計資料としてのみ用い、個人を特定することや他の目的に使用することは一切ございません。何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

大 学 院 設 置 計 画

1. 名 称 富山県立大学大学院看護学研究科
2. 開 設 時 期 令和5（2023）年4月
3. 修 業 年 限 2年
4. 専 攻 看護学専攻
5. 定 員 10名
6. 授与する学位 修士（看護学）
7. 修 了 要 件 2年以上在籍し、30単位以上を修得し、論文審査に合格すること。
8. 出 願 資 格
 - 1) 大学を卒業した者、あるいは当該年度に卒業見込みの者
 - 2) 本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者※

※22歳以上で、看護職としての経験年数が一定程度ある者
9. 学 費

入学検定料	： 30,000円
入 学 金	： 富山県の住民 188,000円
	その他の者 282,000円
授 業 料	： 前・後期 各267,900円
10. アドミッションポリシー

富山県立大学大学院看護学研究科では、広い視野に立って看護学の基盤を学修した個々人の専門性及び学識を深めつつ、看護学の発展、様々な形態での看護の実践及び地域社会に貢献できる高度で専門的な人材を育成することを目的としています。そのため、次のような心構えや意欲を持った人を求めます。

 - 1) 看護学の基礎知識と総合的な学力を有する人
 - 2) 豊かな人間性と高い探求心を持ち、自主的・意欲的に学び、看護学の向上に寄与したい人
 - 3) 専門看護師コースは、看護実践能力を有し、専門看護師を志す人
 - 4) 倫理観及び、地域社会や国際社会に貢献する意思と責任感を有する人

※なお、本設置計画は変更される場合がありますことをご了承ください。

ご回答者様	施設名	職
-------	-----	---

(回答は該当する番号を[回答欄]にご記入ください)

【 回答欄 】

I 貴施設の状況についてお尋ねします。

問1 貴施設において、現在勤務されている看護職の人数はどのくらいですか。次の中から1つだけ選んでください。

- | | |
|------------|---------------|
| 1 1～9人 | 2 10～49人 |
| 3 50～99人 | 4 100～299人 |
| 5 300～499人 | 6 500人以上(約 人) |

II 貴施設で勤務されている看護職者の大学院修学についてお尋ねします。

問2 大学院を設置した場合、あなたの施設では看護職に対する教育機会の一つとして、進学させたいと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 進学させたい | 2 条件が合えば進学させたい |
| 3 今後、検討したい | 4 利用する予定はない |
| 5 その他(具体的に:) | |

問3 貴施設の看護職が大学院で学ぶ場合、どのような資質の向上を期待しますか。次の中から選んでください。(いくつでも)

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 看護実践能力 | 2 研究力 |
| 3 教育力 | 4 管理能力 |
| 5 専門看護師などの資格の取得 | |
| 6 その他(具体的に:) | |

問4 貴施設に大学院への進学を希望する看護職および貴施設が大学院への進学を推薦したいとお考えの看護職はどれくらいいますか。次の中から1つだけ選んでください。(数年以内の進学希望を含む)

- | | |
|--------|------|
| 1 1人 | 2 2人 |
| 3 3人 | 4 4人 |
| 5 5人以上 | |

問5 大学院看護学研究科では、専門看護師教育課程(老年看護)の開設を計画しております。本課程の履修を希望しますか。また他に開設を希望する専門分野はありますか。

1) 専門看護師教育課程(老年看護)の履修

- | | |
|--------|---------|
| 1 希望する | 2 希望しない |
|--------|---------|

2) 他に開設を希望する専門分野(2つまで)

- | | |
|--------------|---------|
| 1 がん看護 | 2 慢性看護 |
| 3 母性看護 | 4 小児看護 |
| 5 精神看護 | 6 家族看護 |
| 7 感染看護 | 8 地域看護 |
| 9 クリティカルケア看護 | 10 在宅看護 |
| 11 遺伝看護 | 12 災害看護 |
| 13 放射線看護 | |

問6 貴施設の看護職が大学院で学ぶ場合、以下の項目についての期待度を聞かせてください。
選択肢の中から1つだけ選んでください。

1) 昼夜開講制度（夜間や休日も開講する制度）

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに期待する | 2 期待する |
| 3 あまり期待しない | 4 期待しない |

2) 長期履修制度（勤務をしながら、2年間の内容を3年で履修する長期履修の制度）

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに期待する | 2 期待する |
| 3 あまり期待しない | 4 期待しない |

3) 集中履修（1年間、現場を離れて大学院の学業に専念し、2年目は現場に復帰して論文をまとめる方法）

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに期待する | 2 期待する |
| 3 あまり期待しない | 4 期待しない |

4) オンライン等による遠隔授業

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに期待する | 2 期待する |
| 3 あまり期待しない | 4 期待しない |

5) パソコンやインターネットを活用し個人学習できるeラーニング

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに期待する | 2 期待する |
| 3 あまり期待しない | 4 期待しない |

問7 看護職が大学院進学を希望した場合、貴施設のバックアップとしてどんなことが可能ですか。
(いくつでも)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 休暇・休職制度の創設 | 2 授業料などの経済的援助 |
| 3 勤務配置・時間の考慮 | 4 精神的な支援 |
| 5 修了後の身分や待遇への反映 | 6 今後検討予定 |

問8 大学院看護学研究科の設置にあたって、ご意見・ご要望がありましたらお聞かせください。

富山県立大学大学院看護学研究科の設置に関するアンケート調査票

富山県立大学では、医療機関等の求める質の高い看護職員の育成、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材の育成に取り組むとともに、富山県の看護学研究の拠点を目指した「大学院看護学研究科」の令和5年4月の設置に向けて準備を進めております。

大学院は、大学を卒業した方だけでなく、大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め、22歳以上に達した方は受験資格が得られます。また、社会人の修学について最大限の便宜を図りたいと考えております。このアンケート調査は、将来修了生の採用を検討いただく皆様からご意見をお聞きし、大学院看護学研究科設置の基礎資料とするものです。

ご回答いただいた調査票は、統計資料としてのみ用い、個人を特定することや他の目的に使用することは一切ございません。何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

大 学 院 設 置 計 画

1. 名 称 富山県立大学大学院看護学研究科
2. 開 設 時 期 令和5（2023）年4月
3. 修 業 年 限 2年
4. 専 攻 看護学専攻
5. 定 員 10名
6. 授与する学位 修士（看護学）
7. 修 了 要 件 2年以上在籍し、30単位以上を修得し、論文審査に合格すること。
8. 出 願 資 格
 - 1) 大学を卒業した者、あるいは当該年度に卒業見込みの者
 - 2) 本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者※
※22歳以上で、看護職としての経験年数が一定程度ある者
9. 学 費 入学検定料：30,000円
入 学 金：富山県の住民 188,000円
その他の者 282,000円
授 業 料：前・後期 各267,900円

10. アドミッションポリシー

富山県立大学大学院看護学研究科では、広い視野に立って看護学の基盤を学修した個々人の専門性及び学識を深めつつ、看護学の発展、様々な形態での看護の実践及び地域社会に貢献できる高度で専門的な人材を育成することを目的としています。そのため、次のような心構えや意欲を持った人を求めます。

- 1) 看護学の基礎知識と総合的な学力を有する人
- 2) 豊かな人間性と高い探求心を持ち、自主的・意欲的に学び、看護学の向上に寄与したい人
- 3) 専門看護師コースは、看護実践能力を有し、専門看護師を志す人
- 4) 倫理観及び、地域社会や国際社会に貢献する意思と責任感を有する人

※なお、本設置計画は変更される場合がありますことをご了承ください。

(回答は該当する番号を[回答欄]にご記入ください)

【 回答欄 】

I ご自身についてお尋ねします。

問1 所属している施設は次のどれに該当しますか。次の中から1つだけ選んでください。

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 病院 | 2 訪問看護ステーション |
| 3 介護保健施設 | 4 行政部門（県厚生センター、市町村保健センター等） |

問2 どのような職種で仕事をされていますか。次の中から1つだけ選んでください。

- | | |
|-------|---------------|
| 1 看護師 | 2 保健師 |
| 3 助産師 | 4 その他(具体的に：) |

問3 どのような立場で仕事をされていますか。該当すると思われるものを次の中から1つだけ選んでください。

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 スタッフ | 2 病棟やユニットの管理者 |
| 3 看護部門管理者 | 4 その他(具体的に：) |

問4 年齢は次のどれに該当しますか。次の中から1つだけ選んでください。

- | | |
|-------|-------|
| 1 20代 | 2 30代 |
| 3 40代 | 4 50代 |
| 5 60代 | |

問5 最終教育機関は次のどれに該当しますか。次の中から1つだけ選んでください。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 高等学校専攻科卒 | 2 専修学校卒 |
| 3 短期大学卒 | 4 大学卒 |
| 5 大学院（修士課程）修了 | 6 大学院（博士課程）修了 |

問6 看護職としての実務経験年数は次のどれに該当しますか。次の中から1つだけ選んでください。
(月数は切り捨て)

- | | |
|----------|----------|
| 1 0～4年 | 2 5～9年 |
| 3 10～14年 | 4 15～19年 |
| 5 20年以上 | |

問7 保有している看護職の資格は次のどれですか。すべて選んでください。

- | | |
|---------------|---------|
| 1 看護師 | 2 保健師 |
| 3 助産師 | 4 認定看護師 |
| 5 専門看護師 | |
| 6 その他(具体的に：) | |

II 大学院への修学についてお尋ねします。

問8 大学院を設置した場合、進学したいと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 進学したい | 2 将来進学したい |
| 3 環境が整えば進学したい | 4 検討したい |
| 5 進学する予定はない | |

問9 大学院において学びたい分野を、次の中から2つまで選んでください。

- | | |
|---------|---------|
| 1 基礎看護学 | 2 成人看護学 |
| 3 老年看護学 | 4 小児看護学 |
| 5 母性看護学 | 6 精神看護学 |
| 7 在宅看護学 | 8 地域看護学 |
| 9 看護管理学 | |

問10 大学院看護学研究科では、専門看護師教育課程（老年看護）の開設を計画しております。本課程の履修を希望しますか。また他に開設を希望する専門分野はありますか。

1) 専門看護師教育課程（老年看護）の履修

- | | |
|--------|---------|
| 1 希望する | 2 希望しない |
|--------|---------|

2) 他に開設を希望する専門分野（2つまで）

- | | |
|--------------|---------|
| 1 がん看護 | 2 慢性看護 |
| 3 母性看護 | 4 小児看護 |
| 5 精神看護 | 6 家族看護 |
| 7 感染看護 | 8 地域看護 |
| 9 クリティカルケア看護 | 10 在宅看護 |
| 11 遺伝看護 | 12 災害看護 |
| 13 放射線看護 | |

問11 大学院に進学する場合、以下の項目についての希望をお聞かせください。選択肢の中から1つだけ選んでください。

1) 昼夜開講制度（夜間や休日も開講する制度）

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに希望する | 2 希望する |
| 3 あまり希望しない | 4 希望しない |

2) 長期履修制度（勤務をしながら、2年間の内容を3年で履修する長期履修の制度）

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに希望する | 2 希望する |
| 3 あまり希望しない | 4 希望しない |

3) 集中履修（1年間、現場を離れて大学院の学業に専念し、2年目は現場に復帰して論文をまとめる方法）

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに希望する | 2 希望する |
| 3 あまり希望しない | 4 希望しない |

4) オンライン等による遠隔授業

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに希望する | 2 希望する |
| 3 あまり希望しない | 4 希望しない |

5) パソコンやインターネットを活用し個人学習できるeラーニング

- | | |
|------------|---------|
| 1 大いに希望する | 2 希望する |
| 3 あまり希望しない | 4 希望しない |

問12 大学院看護学研究科の設置にあたって、ご意見・ご要望がありましたらお聞かせください。

本学看護学部生の大学院進学希望調査の結果

(令和3年9月24日(金)～10月25日(月)の間に学部生全員を対象に実施)

問1. 出身地について

出身	人数
富山県内	118
富山県外	81

問2. 学年について

学年	人数
1 学年	70
2 学年	57
3 学年	72

問3. 大学院への進学について(就職後入学を含む)

学年	希望する	希望しない	わからない	総計(人)
1 学年	29	18	23	70
2 学年	17	13	27	57
3 学年	17	39	16	72
総計	63	70	66	199

問4. 富山県立大学看護学研究科への進学について

※問3で「希望する」と回答した者のみ問4を回答

学年	希望する	その他の大学院	決まっていない	総計(人)
1 学年	15	2	12	29
2 学年	9	1	7	17
3 学年	5	5	7	17
総計	29	8	26	63

公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程

最終改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人富山県立大学（以下「県立大学」という。）学則第51条の規定に基づき授業料、入学料及び入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）の額及び徴収の方法に関し、必要な事項を定める。

(授業料等)

第2条 学生、研究生又は科目等履修生として県立大学に在学する者は授業料を、入学する者は入学料を、入学を志願する者は入学考査料を納付しなければならない。

2 特別研究学生として県立大学大学院に在学する者は授業料を、入学する者は入学料を、入学を志願する者は入学考査料を納付しなければならない。

3 特別聴講学生となる者は特別聴講受講料を、研修員となる者は研修料を、県民開放授業受講生となる者は県民開放授業受講料を納付しなければならない。

4 学生、研究生及び科目等履修生の授業料、入学料及び入学考査料、特別聴講受講料、研修料並びに県民開放授業受講料の額は、別表第1号のとおりとする。

5 特別研究学生の授業料、入学料及び入学考査料の額は、別表第2号のとおりとする。

6 県立大学の編入学、再入学又は転入学に係る入学考査料の額は、前項の規定にかかわらず、30,000円とする。

(授業料等の納付)

第3条 学生の授業料は、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とし、前期分については5月末日まで、後期分については11月末日までの理事長が指定する期日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

2 研究生及び特別研究学生の授業料並びに研修料は、当該期間分を一括して理事長が指定する期日までに納付するものとする。

3 科目等履修生の授業料及び特別聴講受講料は、履修する単位分を一括して理事長が指定する期日までに納付するものとする。

4 県民開放授業受講料は、受講する科目分を一括して理事長が指定する期日までに納付するものとする。

(入学料等の納付等)

第4条 入学料は、入学の手続きを行うときに納付するものとする。

2 理事長は、入学料を納付した者に対し、入学を許可するものとする。

3 入学考査料は、入学の願書を提出するときに納付するものとする。

(授業料等の免除及び猶予)

第5条 理事長は、別に定めるところにより、学費の支弁が困難な者に対し、願い出により審査のうえ、授業料若しくは入学料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料、入学料若しくは入学考査料の徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による授業料、入学料又は入学考査料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、その納付が困難である事実を証する書類を添えて願い出るものとする。

3 前項の規定により授業料、入学料又は入学考査料の減免又は徴収の猶予を願い出た者については、減免又は徴収の猶予をする旨又はしない旨の決定があるまでは、授業料、入学料又は入学考査料の徴収を猶予する。

4 第1項の規定による授業料、入学料又は入学考査料の減免又は徴収の猶予をする旨の決定(授業料又は入学料の全部を免除する旨の決定を除く。)を受けた者及び減免又は徴収の猶予をしない旨の決定を受けた者は、納付すべき授業料、入学料又は入学考査料を理事長が指定する期日までに納付するものとする。

(特別研究学生の授業料等の免除)

第6条 理事長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、他の大学院との間における相互の研究指導を可能にする協定に基づき大学院に入学する特別研究学生について、その

授業料、入学料又は入学考査料を免除することができる。

(特別聴講受講料の免除)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、他の大学又は短期大学との間における取得単位の互換を可能にする協定に基づき県立大学に入学する特別聴講学生について、その特別聴講受講料を免除することができる。

(休学の場合の授業料)

第8条 休学期間が前期又は後期の全期間である場合には、当該期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期の途中において休学した場合は、休学した日の属する期分の授業料を納付するものとし、復学した場合には、月割計算により復学した日の属する月の前月までの分の授業料を免除する。

3 前期又は後期の途中において復学した者が復学した日の属する期の初日から休学していた場合において、復学した日が当該期の納付期限後であるときは、当該期における納付期限は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長が指定する期日とする。

(退学、停学等の場合の授業料)

第9条 退学を許可され、又は命ぜられた学生及び除籍された学生は、退学した日又は除籍された日の属する期分の授業料を納付するものとする。

2 停学を命ぜられた学生は、当該処分があった日及び当該処分の解除があった日の属する期分の授業料を納付するものとする。

3 死亡又は行方不明による除籍の場合には、理事長は、当該学生に係る未納の授業料を免除することができる。

(授業料等の不還付)

第10条 既納の授業料等は、これを還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(授業料等の還付)

第 11 条 理事長は、既に入学考査料を納付した者が独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項第 1 号に規定する試験の科目で理事長が定めるものを受験していないことが判明したときは、当該入学考査料の一部を還付することができる。

（学位論文審査料）

第 12 条 県立大学大学院に在学する者以外の者が、県立大学大学院の行う博士論文の審査を受けるときは、学位論文審査料を納付しなければならない。

2 前項の学位論文審査料の額は、1 件につき 57,000 円とする。

3 県立大学大学院博士課程後期の課程において所定の単位を修得して退学した者が、退学の日の翌日から 1 年以内に博士論文の審査を受けるときは、学位論文審査料を免除する。

4 学位論文審査料は、学位論文の申請書を提出するときに納付するものとする。

（その他）

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1号 (授業料等に関する規程 第2条関係)

区分		県立大学	県立大学大学院	
授業料	学生	年額 535,800 円	年額 535,800 円	
	研究生	月額 29,700 円	月額 29,700 円	
	科目等履修生	1 単位 14,800 円	1 単位 14,800 円	
入学料	学生	県の住民	188,000 円	188,000 円
		その他の者	282,000 円	282,000 円
	研究生	県の住民	56,400 円	56,400 円
		その他の者	84,600 円	84,600 円
	科目等履修生	県の住民	18,800 円	18,800 円
		その他の者	28,200 円	28,200 円
入学審査料	学生	17,000 円	30,000 円	
	研究生	9,800 円	9,800 円	
	科目等履修生	9,800 円	9,800 円	
特別聴講受講料		1 単位 14,800 円	1 単位 14,800 円	
研修料	教員等	実験を要する部門	月額 37,120 円	月額 37,120 円
		実験を要しない部門	月額 18,560 円	月額 18,560 円
	その他の者	月額 46,400 円	月額 46,400 円	
県民開放授業受講料	受講期間が6月の科目	1 科目 5,000 円	1 科目 5,000 円	
	受講期間が1年の科目	1 科目 10,000 円	1 科目 10,000 円	

備考

1 県の住民とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学の日の1年前から引き続き富山県内に住所を有する者
- (2) 入学の日の1年前から引き続き富山県内に配偶者又は1親等の親族が住所を有する者
- (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者

2 教員等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校から派遣された教員その他の職員をいう。

別表第2号 (授業料等に関する規程 第2条関係)

区分	県立大学大学院	
特別研究学生	授業料	月額 29,700 円
	入学料	県の住民 56,400 円
		その他の者 84,600 円
	入学審査料	9,800 円

備考 県の住民とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学の日の1年前から引き続き富山県内に住所を有する者
- (2) 入学の日の1年前から引き続き富山県内に配偶者又は1親等の親族が住所を有する者
- (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者

富山県立大学授業料等免除等実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、富山県立大学の授業料、入学料及び入学料査料（以下「授業料等」という。）の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予（以下「免除等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(授業料の免除等の対象となる者)

第2条 規程第5条第1項の規定に基づき授業料の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学試験及び学業成績が特別に優秀であると理事長が認めた者（富山県内の高等学校を卒業した者に限る。）
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下、「修学支援法」という。）第8条第1項の規定による認定を受けた者
- (3) 次のいずれかに該当する者（合理的な理由がなく、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方自治体が行う奨学金又はそれに準ずる制度の受給申請をしない者を除く。ただし、学部生のうち、修学支援法施行規則第9条第3項に規定する者については、令和元年度以前に入学した者で、原則として修学支援法に基づく申請をした者に限る。）

ア 経済的理由により修学に困難があり、かつ、学業成績が優秀であると理事長が認めた者（学生及び富山県立大学大学院に論文準修士を修得するために研究生として入学する者で入学時に離職中であるものに限る。）

イ 授業料の各期ごとの納付期限前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除等に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受け、経済的理由により修学に困難があると理事長が認めた者（学業成績が著しく不良の者を除く。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、やむを得ない事情があると理事長が認めた者

2 授業料の徴収猶予を受けることができる者は、前項第2号及び第3号に掲げる者に準ずる者で、納付期限までに授業料の納付が困難であると理事長が認めたものとする。

(入学料の免除等の対象となる者)

第3条 規程第5条第1項の規定に基づき入学料の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学試験の成績が特別に優秀である者（富山県内の高等学校を卒業した者に限る。）
- (2) 修学支援法第8条第1項の規定による認定を受けた者

- (3) 入学手続前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受け、経済的理由により修学に困難があると理事長が認めた者（学部生のうち、修学支援法施行規則第9条第3項に規定する者を除く。）
- (4) 富山県立大学の学部に入学者の入学料については、経済的理由により修学に困難があり、かつ、学業優秀であると理事長が認めた者（修学支援法施行規則第9条第3項に規定する者を除く。）
- (5) 富山県立大学大学院に入学者の入学料については、経済的理由により修学に困難があり、かつ、学業優秀であると理事長が認めた者（学生及び論文準修士を修得するために研究生として入学する者で入学時に離職中であるものに限る。）

- (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると理事長が認めた者
- 2 入学料の徴収猶予を受けることができる者は、前項第2号、3号、4号、5号若しくは6号に掲げる者に準ずる者で、納付期限までに入学料の納付が困難であると理事長が認めたものとする。

(入学考査料の徴収猶予の対象となる者)

第4条 規程第5条第1項の規定に基づき入学考査料の徴収猶予を受けることができる者は、入学試験の出願前1年以内において、本人又は学資負担者が天災その他の災害を受け、納付期限までに入学考査料の納付が困難であると理事長が認めた者とする。

第2章 特別免除

(免除の対象となる基準)

第5条 第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に掲げる者に係る判定の基準は次のとおりとする。

- (1) 申請者が1年次生の場合にあつては、入学試験の成績が理事長が別に定める成績基準を満たすこと。
- (2) 申請者が2年次生以上の場合にあつては、1年次時に第2条第1項第1号に該当することにより授業料を免除された者であつて、かつ、前年次の学業成績が所属学科において上位10パーセント以内であること。

なお、申請者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の所得の認定所得金額（所得金額（収入金額から必要経費を控除した金額をいう。）から理事長が別に定める特別控除額を控除した額をいう。（第10条第1項第1号において同じ。））が、理事長が別に定める収入基準額以下である場合、全部免除の対象とし、収入基準額以上の場合、一部免除の対象とするものとする。

(免除の方法)

第6条 第2条第1項第1号に掲げる者に係る授業料の免除は前後期分を一括して行う。

2 第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に掲げる者に係る授業料及び入学料の免除は、申請者が1年次生の場合にあってはその全額を、申請者が2年次生以上の場合、全部免除にあってはその全額を、一部免除にあってはその半額を免除する。

(免除の申請)

第7条 第2条第1項第1号又は第3条第1項第1号に該当することにより授業料又は入学料の免除を受けようとする者は、富山県立大学長（以下「学長」という。）が定める期限までに、授業料等特別免除申請書に、誓約書及び成績を証する書類を添えて、学長を経由して理事長に提出するものとする。ただし、申請者が2年次生又は3年次生以上で前年に授業料を免除されなかった者にあっては、誓約書、成績を証する書類のほか、理事長が別に定める所得に関する証明書等を添えなければならない。

(免除の決定、通知等)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、免除の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に対して、授業料又は入学料を免除する旨、又はしない旨を文書で通知するものとする。

(免除の取消し)

第9条 理事長は、前条第1項の規定により免除する旨の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 当該年度の途中において免除の理由を失った場合
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により決定を受けた場合
- (3) 当該年度の途中において退学となった場合
- (4) 当該年度の途中において懲戒となった場合

第3章 普通免除等

(免除等の対象となる基準)

第10条 第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号に掲げる者に係る判定の基準は、修学支援法の定めによる。

2 第2条第1項第3号若しくは第2項又は第3条第1項第3号、4号若しくは5号に掲げる者に係る経済的理由及び学業成績の判定の基準は次のとおりとする。

- (1) 申請者の属する世帯の前年の所得の認定所得金額が、理事長が別に定める収入基準額以下であること。
- (2) 在籍する年次ごとに理事長が別に定める成績基準を満たすこと。

(免除等の方法)

第11条 第2条第1項第2号若しくは第3号及び第2項に掲げる者に係る授業料の免除等は、学生は前後期ごとに、研究生は、研究期間分を一括して行う。なお、授業料の免除等の対象となる期の途中において休学・退学・除籍となった場合であっても、前後期ごと若しくは研究期間分を一括して行う授業料の免除の額は変更しないものとする。

2 第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号に掲げる者に係る授業料及び入学料の免除の額は、修学支援法の定めによる。なお、前後期の途中で第2条第1項第2号に掲げる者となった場合は、月割計算により対象となった月以降の授業料を免除する。また、第2条第1項第2号に掲げる者のうち、前後期の途中で修学支援法に定める支援区分が変更となりうる者については、当該期の最後の支援区分確定後に、月割計算により免除の額を算定する。

3 第2条第1項第3号又は第3条第1項第3号、4号若しくは5号に掲げる者に係る授業料及び入学料の免除は、全部免除にあつてはその全額を、一部免除にあつてはその半額を免除するものとする。

4 授業料等の徴収猶予は、理事長が定める日までを限度として行う。

(授業料免除等の申請)

第12条 第2条第1項第2号に該当することにより授業料の免除等を受けようとする者は、学長が定める期限までに、修学支援法による申請書等を提出するものとする。

2 第2条第1項第3号に該当することにより授業料の免除等を受けようとする者は、学長が定める期限までに、授業料免除等申請書に、授業料の納付が困難である事実を証する書類、又は納付期限前6月以内（新入学者にあつては入学前1年以内）に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受けた事実を証する書類を添えて、学長を經由して理事長に提出するものとする。

(入学料免除等の申請)

第13条 第3条第1項第2号に該当することにより入学料の免除等を受けようとする者は、学長が定める期限までに、修学支援法による申請書を提出するものとする。

2 第3条第1項第3条第1項第3号、4号、5号若しくは6号に該当することにより入学料の免除等を受けようとする者は、入学手続時に入学料免除等申請書に、入学手続前1年以内に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受けた事実を証する書類及び入学料の納付が困難、又は一時的に困難である事実を証する書類を添えて、学長を經由して理事長に提出するものとする。

(入学考査料猶予の申請)

第14条 入学考査料の猶予を受けようとする者は、出願時に入学考査料猶予申請書に、出願前1年以内に、本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受けた事実を証する書類及び入学考査料の納付が一時的に困難である事実を証する書類を添えて、学長を経由して理事長に提出するものとする。ただし、状況により申請が困難と判断される場合は、この限りではない。

(免除等の決定、通知等)

第15条 理事長は、前3条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、免除又は徴収猶予の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に対して授業料等の免除等をする旨、又はしない旨を文書で通知するものとする。

(免除等の取消し)

第16条 理事長は、前条第1項の規定により授業料等の免除等をする旨の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 当該年度の途中において免除等の理由を失った場合
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により決定を受けた場合
- (3) 一部免除の決定を受けた者が納付すべき授業料又は入学料を納付期限までに納付しなかった場合
- (4) 徴収猶予の決定を受けた者が納付すべき授業料等を猶予期限までに納付しなかった場合

(申請等にかかる書類の様式)

第17条 申請等にかかる書類の様式は、別表に定めるとおりとする。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

2 修学支援法に基づく事項のうち、この要綱に定めのないものについては、修学支援法の定めによる。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 23 年度授業料及び平成 23 年度入学者に係る入学料から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正前の富山県立大学授業料等免除等実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

富山県立大学授業料等免除等実施要綱の運用について

平成 7 年 3 月 1 日 制定
 平成 30 年 12 月 1 日 改正
 令和 2 年 3 月 31 日 改正
 令和 2 年 10 月 1 日 最終改正

1 特別免除の対象となる基準

(1) 「経済的理由」の基準（要綱第 5 条第 1 項第 2 号関係）

ア 特別免除の対象となる者のうち、2 年次生又は 3 年次生以上で前年に授業料を免除されなかった者は、その者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の認定所得金額が別表 1 の収入基準額以下であれば全部免除の対象とし、収入基準額以上であれば一部免除の対象とする。

なお、住民税非課税世帯に属する者は、認定所得金額に関わらず、「経済的理由」で全部免除に相当する者として扱う。

イ 前項の認定所得金額の算定は、別添「認定所得金額の算定方法」によるものとする。

ウ 所得に関する証明書等は、別表 2 のとおりとする。

エ 特別控除の適用条件は、別表 3 のとおりとする。

オ 申請者のうち、前年に上記アの基準を満たしたことにより特別免除を受けた者は、経済的理由を考慮せずに前年と同様の免除を受けることができるものとする。

(2) 成績基準（要綱第 5 条第 1 項第 1 号関係）

1 年次生に対する基準

次の各事項をすべて満たすこと

- ・富山県立大学入学試験の合格者（富山県内の高等学校を卒業した者で上記(1)の「経済的理由」の基準を満たす者に限る。）のうち総合評価が極めて高いこと。
- ・大学入学共通テストの得点率が 60 パーセントを上回る成績であること。（学校推薦型選抜による合格者についても、大学入学共通テストの受験を要する。）
- ・特別免除の成績判定に使用する大学入学共通テストの教科・科目、配点は次のとおりとする。

ア 工学部

教科	国語	数学	理科	外国語	計
科目	<ul style="list-style-type: none"> ・前期日程試験 前期日程試験で受験を要する科目 ・後期日程試験 後期日程試験で受験を要する科目 				

	・学校推薦型選抜 前期日程試験で受験を要する科目				
配点	100点	200点	100点	200点	600点

イ 看護学部

教科	国語	地理歴史 公民	数学	理科	外国語	計
科目	<ul style="list-style-type: none"> ・前期日程試験 前期日程試験で受験を要する科目 ・後期日程試験 後期日程試験で受験を要する科目 ・学校推薦型選抜 前期日程試験で受験を要する科目 					
配点	150点	100点	150点	100点	200点	700点

(3) 特別免除とする人数

工学部の場合、前期日程試験においては概ね10名、後期日程試験及び学校推薦型選抜においてはそれぞれ概ね2名とし、工学部全体として14名以内とする。

看護学部の場合、前期日程試験においては概ね6名、後期日程試験においては0～1名、学校推薦型選抜においては1～2名とし、看護学部全体として8名程度とする。

2 普通免除等の対象となる基準等

(1) 「経済的理由」の基準（要綱第10条第2項1号関係）

ア 授業料等の免除等の対象となる者は、その者の属する世帯の1年間の認定所得金額が別表4又は別表5の収入基準額以下の者とする。

この場合、認定所得金額の算定は、別添「認定所得金額の算定方法」によるものとする。

なお、住民税非課税世帯に属する者は、認定所得金額に関わらず、「経済的理由」で全部免除に相当する者として扱う。

イ 本人が貸与を受けている奨学金は、「認定所得金額」に加算するものとする。

ただし、奨学金の申請をして貸与を受けられなかった場合については、加算する必要はないものとする。

ウ 障害者のいる世帯、長期療養者のいる世帯等家計の支出が多額となる特別の事情があるものについては、認定所得金額が収入基準額を超える場合であっても特例として免除等の対象とすることができるものとする。

この場合、収入基準額の1.1倍を超えないものとする。

なお、本号の規定は平成29年度以前入学生にのみ適用するものとする。

エ 災害を受けた時の特別控除額の算定は、国に準ずるものとする。

オ 要綱第3条第1項第2号に準ずる者の入学料の徴収猶予については、経済的理由についての審査を行わないものとする。

カ 所得に関する証明書等は、別表2のとおりとする。

なお、当該年度前期に普通免除等の対象となった者が、その後期に申請を行なう場合、前期と重複する所得に関する証明書等の提出は要しないものとする。

キ 特別控除の適用条件は、別表3のとおりとする。

(2) 成績基準（要綱第10条第2項2号関係）

ア 学部1年次生については、高等学校最終2ヵ年の学習成績の平均値が平均水準以上（3.2以上）であると認められること。

イ 平成29年度以前に入学し、学部2年次生以上となる者については、修業年次までの標準修得単位を修得し、かつ、学習成績が本人の属する学科の上位3分2以内であると認められること。

ウ 平成30年度以降に入学し、学部2年次生以上となる者については、修業年次までの標準修得単位を修得し、かつ、学習成績が本人の属する学科の平均水準以上（上位2分の1以内）であると認められること。

エ 学部2年次生以上であり、かつ、上記ウを満たさない者のうち、その者の属する世帯の1年間の認定所得金額が別表4の収入基準額以下の者は、上記ウの成績基準を緩和して一部免除の対象とすることができる。

この場合、緩和後の成績基準は、学習成績が本人の属する学科の上位3分の2以内であると認められることとする。

オ 大学院博士前期課程1年次生のうち、学内進学者については、学部在学時における学習成績が本人の属した学科の上位3分の2以内であると認められること、学外進学者については、出身大学の学習成績が概ね良（ $(\text{秀} \cdot \text{優} \text{単位数} \times 3 + \text{良} \text{単位数} \times 2 + \text{可} \text{単位数} \times 1) / \text{総取得単位数} \geq 1.8$ ）であると認められること、また、大学院博士前期課程2年次生については、大学院における学習成績が概ね良（ $(\text{優} \text{単位数} \times 3 + \text{良} \text{単位数} \times 2 + \text{可} \text{単位数} \times 1) / \text{総取得単位数} \geq 2.0$ ）であると認められること。

なお、大学院博士後期課程の学生については、成績基準は設けない。

カ 修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者又は修業年限（大学院にあっては標準修業年限）を超えた者は、病気、留学など特別な理由があると認められる場合を除き、免除等の対象としないものとする。

キ 母子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例として、上記ア～オの基準を緩和して免除の対象とすることができる。

この場合、緩和する程度は、独立行政法人日本学生支援機構の特例推薦の基準を超えないものとする。なお、平成30年度以降入学生の場合、「経済的

理由」が全額免除の基準を満たしていることを条件とし、免除の方法は一部免除とする。

(3) 徴収猶予の期間について

ア 授業料の徴収猶予は、前期又は後期のそれぞれの末日までを限度として行うものとする。

イ 入学料の徴収猶予は、入学年度の7月末日までとする。

ウ 入学料の徴収猶予は、当該試験日の受付時までとする。

エ 授業料等の免除等の申請者で、全額免除又は徴収猶予する旨以外の決定を受けた者については、決定通知のあった日から15日以内に所要の授業料等を納付させるものとする。

(4) 申請書類について

学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受けたことを理由とする免除等の申請に対しては、次の書類を提出させるものとする。

ア 学資負担者が死亡した場合

- ・除籍謄（抄）本又は死亡が確認できる書類
- ・退職金の支払通知の写
- ・生命保険の支払通知の写

イ 本人又は学資負担者が天災その他の災害を受けた場合

- ・被災証明書
- ・保険、損害賠償等の支払を受けた場合は、それを証明する書類（入学料徴収申請者を除く）

3 免除等の選考について

授業料等の免除等の選考は、大学の選考機関において行うものとする。

4 その他

公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程、要綱及び本通知に定めのないものについては、独立行政法人日本学生支援機構の取扱いに準ずるものとする。ただし、修学支援法に基づく事項については、修学支援法に定めるところによる。

大学院の設置に関するアンケート調査結果

1 趣旨

本学に大学院看護学研究科の設置を検討するにあたり、県内医療機関の意見を伺ったもの（R2.8 本学実施）

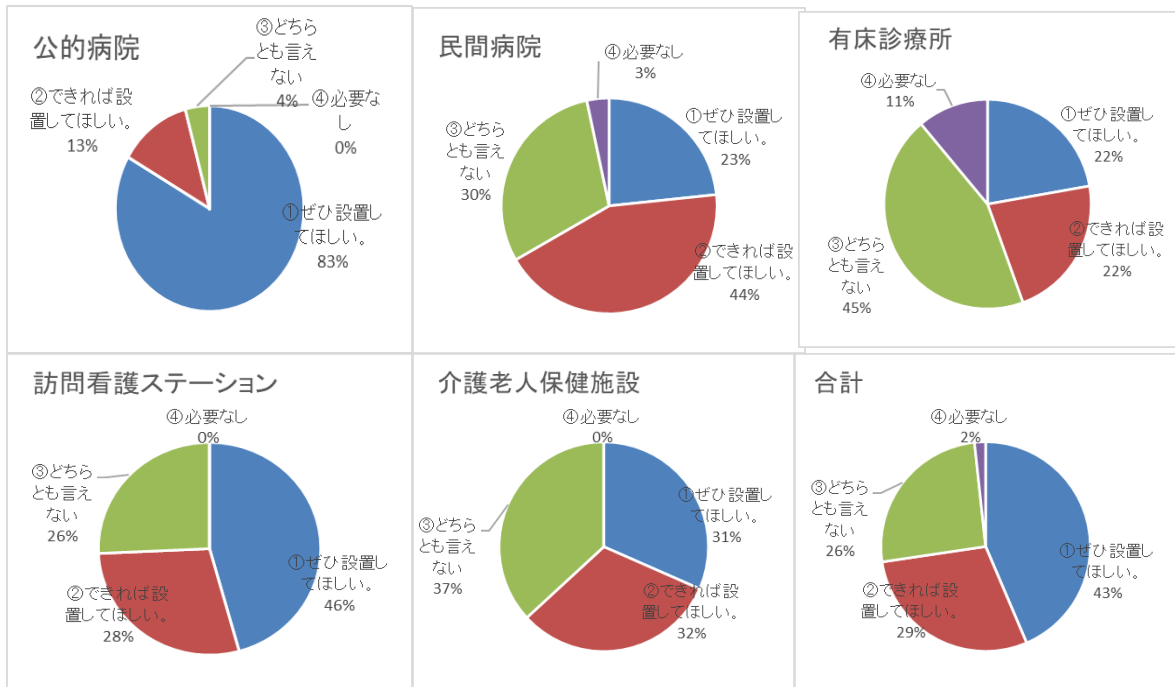
2 回答状況

区 分	回答数/施設数, 回収率
公 的 病 院	24/ 24, 100.0%
民 間 病 院	30/ 82, 36.8%
有 床 診 療 所	9/ 35, 25.7%
訪問看護ステーション	35/ 79, 44.3%
介護老人保健施設	19/ 46, 41.3%
計	117/266, 47.9%

3 回答結果【大学院（修士課程）の設置】

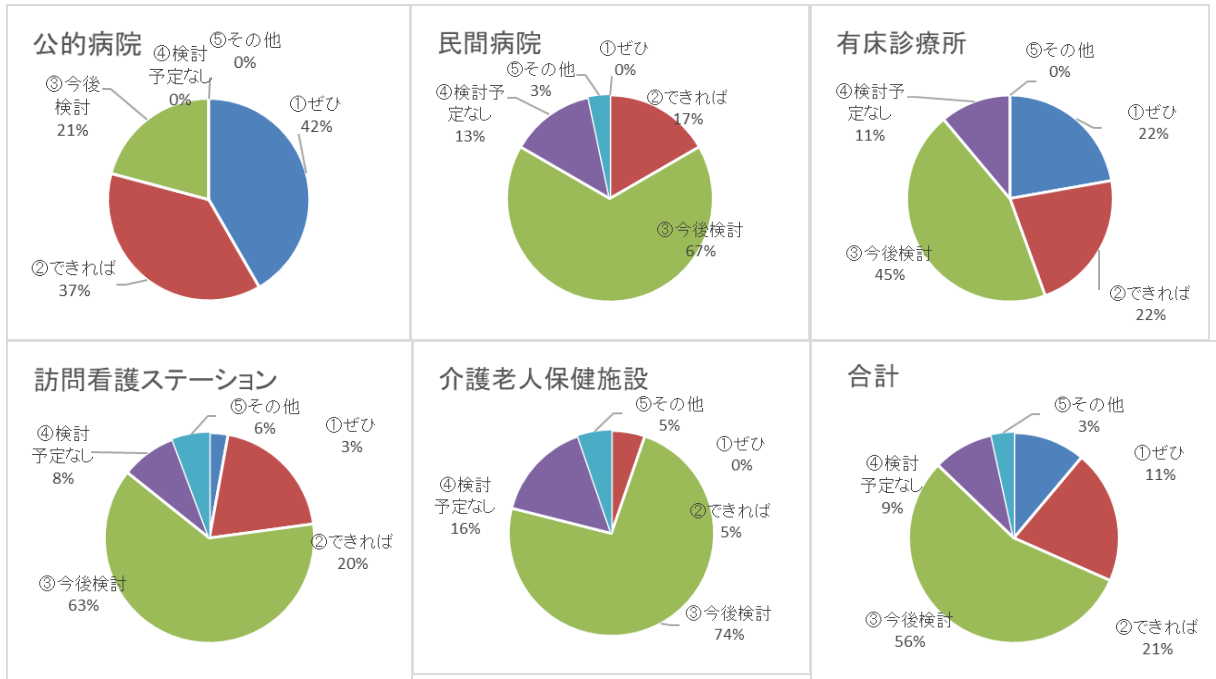
問1 大学院（修士課程）の設置を希望するか。

「ぜひ」「できれば」設置してほしいとした施設は、公的病院で 95.8%（23/24 病院）、民間病院で 70.0%、有床診療所で 44.4%、訪問看護ステーションで 74.3%、介護老人保健施設で 63.2%、全施設合計では 72.6%だった。



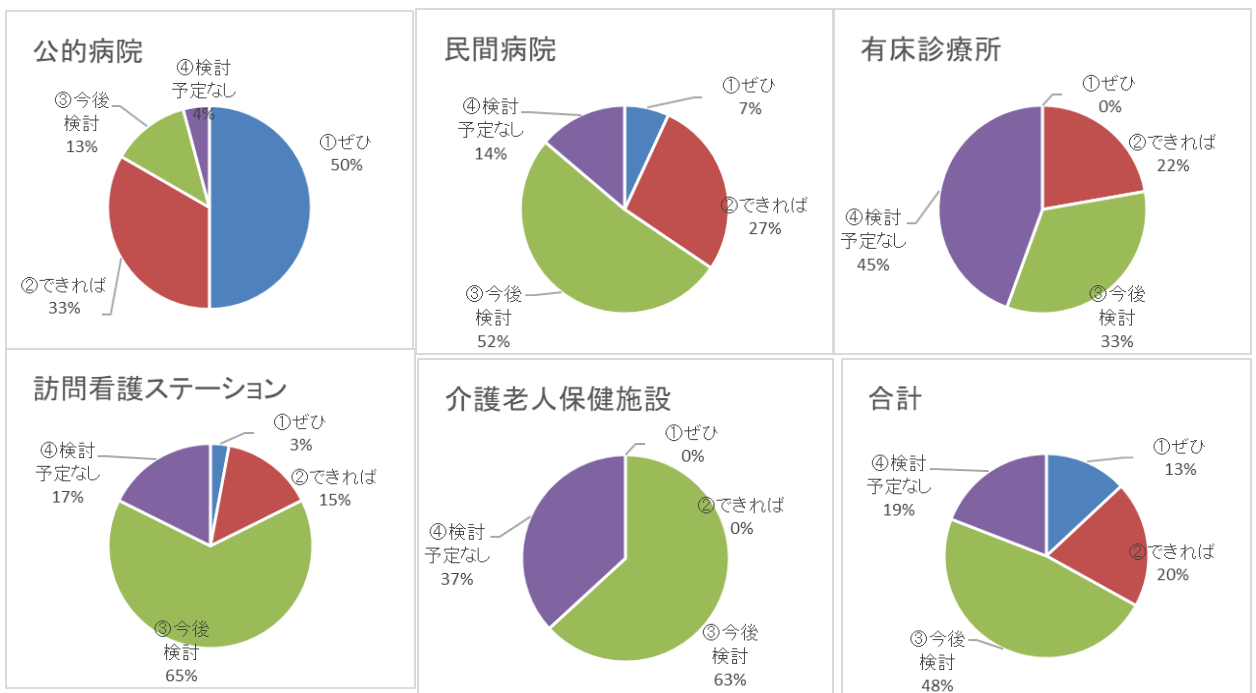
問2 大学院修士課程を設置した場合、貴施設の看護職員を修学させたいか。

「ぜひ」「できれば」修学させたい施設は、公的病院で79.2%、民間病院で16.7%、有床診療所で44.4%、訪問看護ステーションで22.9%、介護老人保健施設で5.3%、全施設合計では31.6%だった。今後修学を検討したいとした全施設合計は55.6%だった。



問3 修士看護師の今後の採用について

「ぜひ」「できれば」採用したいとした施設は、公的病院で83.3%、民間病院で33.3%、有床診療所で22.2%、訪問看護ステーションで17.1%、介護老人保健施設で0%、全施設合計では32.5%だった。今後採用を検討したいとした全施設合計は48.0%だった。



問4 修士看護師の新規採用や現任看護師の大学院修学により向上を期待する能力（複数回答）

修士看護師には、専門的な知識・技術・実践能力を発揮し、リーダーシップを持って看護現場をマネジメント、改革を推進していく能力の向上に期待するとの回答が多かった。

（単位：施設数）

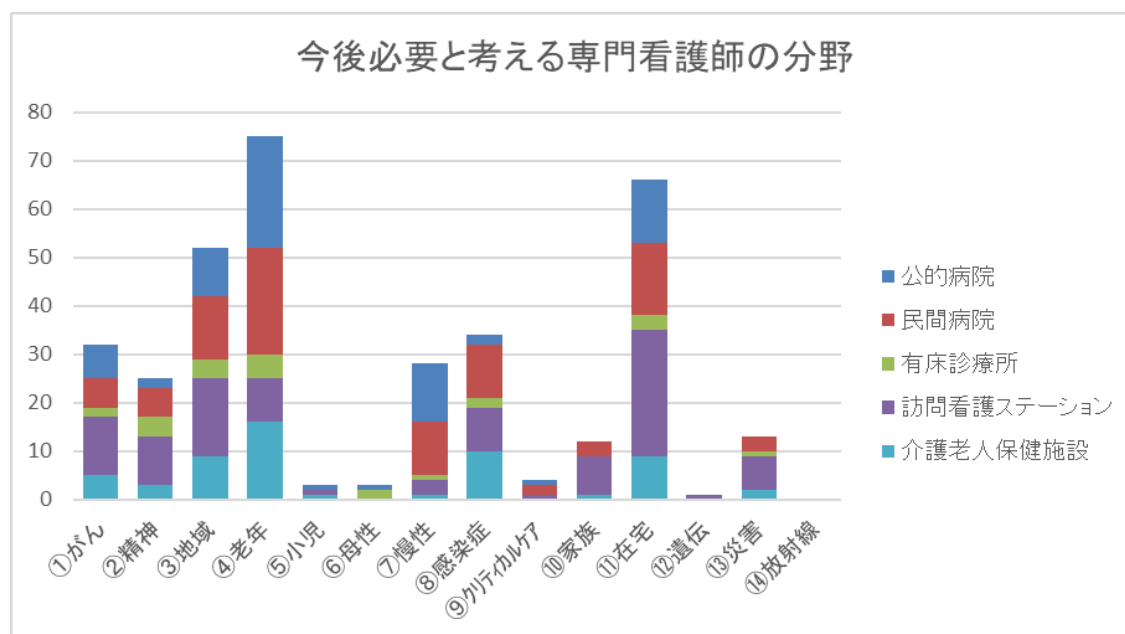
施設 (回答数/施設数)	① 看護の専門的な 知識・技術・実 践能力	② 看護現場での 教育、指導能 力	③ 看護現場でのマ ネジメント、改 革推進能力	④ 看護学の発展に 貢献する研究能 力
公的病院 (24/24)	19 (79%)	23 (96%)	20 (83%)	16 (67%)
民間病院 (30/82)	19 (63%)	25 (83%)	21 (70%)	12 (40%)
有床診療所 (9/35)	5 (56%)	5 (56%)	3 (33%)	1 (11%)
訪問看護ステーション (35/79)	22 (63%)	24 (69%)	24 (69%)	17 (49%)
介護老人保健施設 (19/46)	14 (74%)	13 (68%)	11 (58%)	4 (21%)
計 (117/266)	79 (68%)	90 (77%)	79 (68%)	50 (43%)

<⑤その他 主な意見>

- ・ 現場での倫理調整と倫理調整を高める教育能力の向上を期待

問5 大学院に専門看護師教育課程が設置された場合、今後必要と考える分野について（3択）

- ・ ④老年 (75/117 施設)、⑪在宅 (66)、③地域 (52) の順となり、⑧感染症 (34)、①がん (32)、⑦慢性 (28)、②精神 (25) と続いている。
- ・ 公的病院は、④老年 (23/24)、⑪在宅 (13)、⑦慢性 (12) となっている。
- ・ 訪問看護ステーションは⑪在宅 (26/35)、介護老人保健施設は④老年 (16/19) の必要と回答。現場では、高度な技術と専門的な知識を持つ看護人材を求められている。



問6 専門看護師の配置状況と今後10年間の採用計画について

令和2年7月現在の専門看護師の配置数、今後10年間の採用予定(計画)は下表のとおりとなった。

施設 (回答数/施設数)	専門看護師の配置数	今後10年間の専門看護師の採用予定
公的病院 (24/24)	13人	245人
民間病院 (30/82)	1人	人
有床診療所 (9/35)	—	—
訪問看護ステーション (35/79)	※	※
介護老人保健施設 (19/46)	—	未定
計 (117/266)	14人	245人

※個別確認、精査中

問7 大学院が設置された場合、希望すること(自由記述)

- ・ 現役の看護師が入学できる社会人枠の創設と教育課程の配慮(夜間、修業年限)
- ・ 複数疾患を持つ高齢者への看護の質向上
- ・ 看護管理者の育成
- ・ 地域に根差した開放的な取組、地域特性を踏まえた地域密着型の教育 など

※複数以上回答があったものを多い順に記載

問8 現任看護師が大学院修学を希望した場合の支援について(複数回答)

- ・ 下表のとおり、勤務配置・時間への配慮や今後検討を含め、ほぼ全ての施設が何らかの支援をしたいと回答した。
- ・ 経済的助成を考えている施設は、3割弱であった。

(単位:施設数)

施設 (回答数/施設数)	① 休職制度 の創設・ 活用	② 授業料等 経済的助 成	③ 勤務配 置・時間 への配慮	④ 助言など 精神的な 支援	⑤ 修了後の 待遇への 反映	⑥ 今後検討
公的病院 (24/24)	11(46%)	6(25%)	19(79%)	9(38%)	3(13%)	6(25%)
民間病院 (30/82)	8(27%)	9(30%)	16(53%)	7(23%)	6(20%)	18(60%)
有床診療所 (9/35)	3(33%)	—	2(22%)	—	—	6(67%)
訪問看護ステーション (35/79)	16(46%)	15(43%)	24(69%)	13(37%)	11(31%)	11(31%)
介護老人保健施設 (19/46)	3(16%)	3(16%)	4(21%)	—	1(5%)	14(74%)
計 (117/266)	41(35%)	33(28%)	65(56%)	29(25%)	21(18%)	55(47%)

富山県高齢者保健福祉計画

第8期 富山県介護保険事業支援計画

計 画 期 間

令和3年度一令和5年度



令和3年3月

2 本県の現状と課題

(1) 高齢者を取りまく現状

1) 高齢者人口の状況

本県の人口は平成11(1999)年から減少に転じている中で、高齢者人口(65歳以上)は徐々に増加し、令和2(2020)年10月には65歳以上人口の割合(高齢化率)は32.7%と、約10人に3人が高齢者となっています。また、高齢者のうち半数以上が75歳以上となっています。

本県では全国より早いペースで高齢化が進んでいます。

富山県の高齢者人口の推移

(単位：人)

区分	2000年 (H12年)	2014年 (H26年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
富山県の総人口	1,120,851	1,070,070	1,066,328	1,061,393	1,055,893	1,050,246	1,042,998	1,034,670
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	232,733 (20.8%)	316,923 (29.7%)	322,899 (30.5%)	327,224 (31.1%)	330,450 (31.6%)	332,619 (31.9%)	333,776 (32.3%)	335,566 (32.7%)
65～74歳 (総人口に占める割合)	130,949 (11.7%)	160,180 (15.0%)	164,058 (15.5%)	164,686 (15.6%)	163,150 (15.6%)	162,267 (15.6%)	159,134 (15.4%)	159,939 (15.6%)
75歳以上 (総人口に占める割合)	101,784 (9.1%)	156,743 (14.7%)	158,841 (15.0%)	162,538 (15.4%)	167,300 (16.0%)	170,352 (16.4%)	174,642 (16.9%)	175,627 (17.1%)

※各年10月1日現在。(2000(H12)年、2015(H27)年「国勢調査」、その他は県人口移動調査)

日本の高齢者人口の推移

(単位：千人)

区分	2000年 (H12年)	2014年 (H26年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
日本の総人口	126,926	127,083	127,095	126,933	126,706	126,443	126,167	125,880
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	22,005 (17.4%)	33,000 (26.0%)	33,465 (26.6%)	34,591 (27.3%)	35,152 (27.7%)	35,578 (28.1%)	35,885 (28.4%)	36,190 (28.7%)
65～74歳 (総人口に占める割合)	13,007 (10.3%)	17,083 (13.4%)	17,340 (13.8%)	17,683 (13.9%)	17,670 (13.9%)	17,603 (13.9%)	17,395 (13.8%)	17,470 (13.9%)
75歳以上 (総人口に占める割合)	8,999 (7.1%)	15,917 (12.5%)	16,126 (12.8%)	16,908 (13.3%)	17,482 (13.8%)	17,975 (14.2%)	18,490 (14.7%)	18,720 (14.9%)

※各年10月1日現在。(2000(H12)年、2015(H27)年「国勢調査」、その他は総務省統計局人口推計(2020(R2)年は概算値))

高齢者人口は、令和2年頃にはピークを迎えると予測されていますが、人口減少に伴い、高齢化率は上昇し続け、団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7(2025)年には、本県では、3人に1人が高齢者になると見込まれます。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢化率は38.8%となり、さらに上昇すると見込まれています。

高齢者人口の推移と将来推計

(単位：千人)

区分	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)
富山県の総人口	1,121	1,112	1,093	1,066	1,035	996	863
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	233 (20.8%)	258 (23.3%)	285 (26.2%)	323 (30.5%)	340 (32.8%)	337 (33.8%)	335 (38.8%)
65～74歳 (総人口に占める割合)	131 (11.7%)	132 (11.8%)	138 (12.7%)	164 (15.5%)	161 (15.6%)	129 (12.9%)	140 (16.2%)
75歳以上 (総人口に占める割合)	102 (9.1%)	127 (11.4%)	147 (13.5%)	159 (15.0%)	178 (17.2%)	208 (20.9%)	195 (22.6%)
日本の総人口	126,926	127,768	128,057	127,095	125,325	122,544	110,919
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	22,005 (17.4%)	25,672 (20.2%)	29,246 (23.0%)	33,465 (26.6%)	36,192 (28.9%)	36,771 (30.0%)	39,206 (35.3%)
65～74歳 (総人口に占める割合)	13,007 (10.3%)	14,070 (11.1%)	15,173 (11.9%)	17,340 (13.8%)	17,472 (13.9%)	14,971 (12.2%)	16,814 (15.2%)
75歳以上 (総人口に占める割合)	8,999 (7.1%)	11,602 (9.1%)	14,072 (11.1%)	16,126 (12.8%)	18,720 (14.9%)	21,800 (17.8%)	22,392 (20.2%)

※2000(H12)年、2005(H17)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」(割合は、総人口から年齢不詳を除いて算出)

※2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(2018(H30)年3月推計)、『日本の将来推計人口』(2017年(H29)年4月推計)

2) 高齢者世帯の状況

平成27(2015)年の国勢調査によると、県内の一般世帯(390,313世帯)のうち51.5%の200,852世帯が、「高齢者のいる世帯」となっています。また、「高齢者のいる世帯」のうち、一人暮らしの高齢者世帯は19.9%の39,871世帯となっています。

今後、高齢者の一人暮らし世帯や高齢の夫婦のみ世帯は、年々増加すると見込まれており、令和7(2025)年には、本県の一般世帯に占める割合は、高齢者の一人暮らし世帯が12.7%、高齢の夫婦のみ世帯が13.6%に、令和22(2040)年には、高齢者一人暮らし世帯が16.0%、高齢夫婦のみ世帯が14.5%と増加する見込みとなっています。

富山県の世帯の現況

(単位：世帯)

区 分	2000(H12)年	2010(H22)年	2015(H27)年	全国	
				順位	平均
一般世帯数	356,361	382,431	390,313	—	—
65歳以上親族(高齢者)のいる世帯数	154,899	182,851	200,852	—	—
一般世帯に占める割合	43.5%	47.8%	51.5%	4位	40.7%

※2000(H12)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」

(その他は、核家族世帯、兄弟姉妹からなる世帯など)

高齢者のいる世帯の家族類型

(単位：世帯)

区 分	富 山 県						全 国					
	2000(H12)年		2010(H22)年		2015(H27)年		2000(H12)年		2010(H22)年		2015(H27)年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者のいる世帯	154,899	100.0%	182,851	100.0%	200,852	100.0%	15,044,608	100.0%	19,337,687	100.0%	21,713,308	100.0%
一人暮らし世帯	19,931	12.9%	31,441	17.2%	39,871	19.9%	3,032,140	20.2%	4,790,768	24.8%	5,927,686	27.3%
夫婦のみ世帯	29,924	19.3%	41,714	22.8%	49,466	24.6%	3,976,752	26.4%	5,525,270	28.6%	6,420,243	29.6%
3世代同居世帯	67,197	43.4%	54,487	29.8%	47,494	23.6%	4,038,775	26.8%	3,174,887	16.4%	2,701,063	12.4%
その他	37,847	24.4%	55,209	30.2%	64,021	31.9%	3,996,941	26.6%	5,846,762	30.2%	6,664,316	30.7%

※2000(H12)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」

(その他は、核家族世帯、兄弟姉妹からなる世帯など)

富山県の高齢世帯数の推移と将来推計

(単位：世帯)

区 分	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)
高齢世帯数(世帯主が65歳以上の世帯) (一般世帯に対する割合)	105,431 (29.6%)	120,591 (32.6%)	138,840 (36.3%)	163,423 (41.9%)	173,900 (44.4%)	173,464 (44.6%)	175,517 (48.4%)
うち一人暮らし世帯数 (一般世帯に対する割合)	19,931 (5.6%)	25,255 (6.8%)	31,441 (8.2%)	39,871 (10.2%)	46,267 (11.8%)	49,584 (12.7%)	57,991 (16.0%)
うち夫婦のみ世帯数 (一般世帯に対する割合)	29,441 (8.3%)	35,272 (9.5%)	41,100 (10.7%)	48,733 (12.5%)	52,794 (13.5%)	52,923 (13.6%)	52,622 (14.5%)
一般世帯数	356,361	370,230	382,431	390,313	391,673	389,096	362,745

※2000(H12)年、2005(H17)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019(H31)年4月推計)

日本の高齢世帯数の推移と将来推計

(単位：千世帯)

区 分	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)
高齢世帯数(世帯主が65歳以上の世帯) (一般世帯に対する割合)	11,136 (23.8%)	13,546 (27.6%)	15,986 (30.8%)	18,813 (35.3%)	20,645 (38.2%)	21,031 (38.9%)	22,423 (44.2%)
うち一人暮らし世帯数 (一般世帯に対する割合)	3,032 (6.5%)	3,865 (7.9%)	4,791 (9.2%)	5,928 (11.1%)	7,025 (13.0%)	7,512 (13.9%)	8,963 (17.7%)
うち夫婦のみ世帯数 (一般世帯に対する割合)	3,854 (8.2%)	4,648 (9.5%)	5,390 (10.4%)	6,256 (11.7%)	6,740 (12.5%)	6,763 (12.5%)	6,870 (13.5%)
一般世帯数	46,782	49,063	51,842	53,332	54,107	54,116	50,757

※2000(H12)年、2005(H17)年、2010(H22)年、2015(H27)年「国勢調査」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2018(H30)年1月推計)

3) 要介護（要支援）認定者の状況

本県の要介護（要支援）認定者数及び認定率（高齢者人口に対する割合）は、年々増加しており、令和2（2020）年3月において、それぞれ、62,657人・18.7%（全国平均18.6%）となっており、要介護認定者の88.6%が75歳以上となっています。また、令和7（2025）年には、認定者数は約6万7千人に、認定率は20.3%に、令和22（2040）年には、認定者数は約7万5千人に、認定率は22.8%にそれぞれ増加する見込みとなっています。

要介護度別の構成割合の比較では、本県は、全国と比較すると、要支援者の割合が低く、要介護者の割合が高くなっており、令和2（2020）年3月において、要介護者の割合は全国平均より6.2ポイント上回っています。これは、本県は年齢の高い要介護認定者が多いためと考えられます。

富山県の要介護（要支援）認定者数の推移

（単位：人）

区 分	2000年 (H12年)	2006年 (H18年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2000(H12)年4月との比較		2025(R7)年	2020(R2)年3月との比較		2040(R22)年	2020(R2)年3月との比較	
	4月	3月	3月	3月	3月	増加数	伸び率	見込	増加数	伸び率	見込	増加数	伸び率
65歳以上認定者数 (対65歳以上人口比)	22,757 (9.9%)	42,382 (16.3%)	60,307 (18.2%)	61,798 (18.5%)	62,657 (18.7%)	39,900	275.3%	67,350 (20.3%)	4,693	107.5%	74,689 (22.8%)	12,032	119.2%
うち75歳以上の認定者数 (認定者全体に対する割合)	19,167 (81.9%)	36,838 (84.4%)	54,089 (88.1%)	55,565 (88.4%)	56,446 (88.6%)	37,279	294.5%	61,709 (90.4%)	5,263	109.3%	68,612 (91.0%)	12,166	121.6%
40～64歳認定者数	636	1,259	1,084	1,058	1,082	446	170.1%	937	-145	86.6%	741	-341	68.5%
認定者数 合計	23,393	43,641	61,391	62,856	63,739	40,346	272.5%	68,287	4,548	107.1%	75,430	11,691	118.3%

(要介護度別)

要支援1 (構成比)	1,936 (8.3%)	4,242 (9.7%)	6,382 (10.4%)	6,770 (10.8%)	6,865 (10.8%)	11,999	719.8%	7,309 (10.7%)	737	105.3%	7,653 (10.1%)	1,568	111.3%
要支援2 (構成比)	-	-	6,545 (10.7%)	6,955 (11.1%)	7,070 (11.1%)			7,363 (10.8%)			7,850 (10.4%)		
要支援計 (構成比)	1,936 (8.3%)	4,242 (9.7%)	12,927 (21.1%)	13,725 (21.8%)	13,935 (21.9%)	11,999	681.8%	14,672 (21.5%)	737	105.3%	15,503 (20.6%)	1,568	111.3%
要介護1 (構成比)	5,565 (23.8%)	13,618 (31.2%)	13,624 (22.2%)	14,029 (22.3%)	14,015 (22.0%)	8,450	251.8%	15,088 (22.1%)	1,073	107.7%	16,437 (21.8%)	2,422	117.3%
要介護2 (構成比)	4,591 (19.6%)	7,378 (16.9%)	11,434 (18.6%)	11,515 (18.3%)	12,019 (18.9%)	7,428	261.8%	12,732 (18.6%)	713	105.9%	14,181 (18.8%)	2,162	118.0%
要介護3 (構成比)	3,717 (15.9%)	6,505 (14.9%)	9,235 (15.0%)	9,237 (14.7%)	9,534 (15.0%)	5,817	256.5%	10,289 (15.1%)	755	107.9%	11,665 (15.5%)	2,131	122.4%
要介護4 (構成比)	3,975 (17.0%)	6,046 (13.9%)	8,015 (13.1%)	8,179 (13.0%)	8,119 (12.7%)	4,144	204.3%	8,816 (12.9%)	697	108.6%	10,183 (13.5%)	2,064	125.4%
要介護5 (構成比)	3,609 (15.4%)	5,852 (13.4%)	6,156 (10.0%)	6,171 (9.8%)	6,117 (9.6%)	2,508	169.5%	6,690 (9.8%)	573	109.4%	7,461 (9.9%)	1,344	122.0%
要介護計 (構成比)	21,457 (91.7%)	39,399 (90.3%)	48,464 (78.9%)	49,131 (78.2%)	49,804 (78.1%)	28,347	232.1%	53,615 (78.5%)	3,811	107.7%	59,927 (79.4%)	10,123	120.3%

※2000(H12)年4月及び2006(H18)年3月の「要支援」は、「要支援1」に記載

※2025(R7)年、2040(R22)年見込みは保険者推計値

要介護度別の構成割合の全国との比較（2020(R2)年3月）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
富山県	10.8%	11.1%	22.0%	18.9%	15.0%	12.7%	9.6%
	21.9%		78.1%				
全 国	14.0%	14.1%	20.2%	17.3%	13.2%	12.2%	9.0%
	28.1%		71.9%				

(参考) 要介護（要支援）認定者の年齢別の構成割合の全国との比較（2020(R2)年3月）

	75歳以上	65～74歳	40～64歳
富山県	88.6%	9.7%	1.7%
全 国	87.2%	10.9%	1.9%

7 病床機能報告による現在の病床数と平成37年必要病床数との比較

病床機能報告
(平成26年7月) (A)
14,255床

平成37年(2025年)
必要病床数 (B)
9,557床

差引 (B - A)
▲4,698床 (① + ②)

高度急性期
1,520床

高度急性期
930床

高度急性期
▲590床

急性期
6,121床

急性期
3,254床

急性期
▲2,867床

回復期
769床

回復期
2,725床

回復期
+1,956床

無回答
280床

計 6,909床

計 ▲1,781床 (①)

計 8,690床

一年間稼働していない病床など
利用される可能性の低い病床
(H27県独自実態調査結果) 1,154床

必要病床数は、稼働していない病床数を含めていないので、その分(1,154床)を差し引くと、約▲600床と見込まれる。

慢性期 5,565床

慢性期 2,648床

慢性期 ▲2,917床 (②)

在宅医療等 (介護施設等を含む)
11,021人

新たな施設類型
(既存施設の活用を含む。)
在宅医療等 (介護施設等を含む。)
15,713人

慢性期医療と在宅医療等を一体的に整備

新たな施設類型
(既存施設の活用を含む。)
在宅医療等 (介護施設等を含む。)
+4,692人

計 16,586人

計 18,361人

計 +1,775人

現在、国において検討されている介護療養病床等に代わる新たな施設類型の入所者についても、在宅医療等を含める。

平成37年(2025年)まで追加的に在宅医療等で対応する患者数は約4,700人と推計されるが、高齢者の増加により、新たに在宅医療等で対応する患者数は約1,800人と見込まれる。

富山県知事

石井隆一 殿

令和2年度富山県予算に対する要望書



公益社団法人富山県医師会

富山県公的病院長協議会

公益社団法人富山県看護協会

令和2年度富山県予算に対する要望事項

急速な少子高齢化に伴う疾病構造の多様化や医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、誰もが安心して医療を受けられるよう、医師や看護師をはじめとする多職種間の連携強化を図っていくことは重要な課題の一つです。

こうした中で、それぞれの医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、互いに連携し、県民個々の状態に応じた適切な医療サービスを提供するため、看護師には、高度急性期医療や在宅医療、地域包括ケアシステムなど、多様な場で質の高いケアを提供できる実践力を持つことが期待されています。

さらに、近年、こうした多様な場において、複雑で対応が困難な課題を抱える患者さんやご家族への水準の高い看護ケアの提供や、患者さんの状態を見極め、必要な医療サービスを適切なタイミングで届ける専門看護師や特定行為を実施する看護師など新しい制度の普及が進んでおり、これまでより一層質の高い看護人材の育成を進めることが大切です。

昨年4月、富山県立大学に看護学部が開設され、県内医療機関等への質の高い看護職員の供給に寄与することが期待される中、第1期生が大学院修士課程で学ぶことができるよう、2023年4月に新たに看護系の大学院（修士課程）を開設し、高度な実践力を備えた人材を育成するとともに、研究を通じて様々な課題を解決していける能力を備えた人材を輩出していくことが必要です。

併せて、県立総合衛生学院が2021年度末をもって閉院となり、県内で保健師及び助産師を育成する機関が富山大学のみとなることから、引き続き、県内での育成・確保を図るため、総合衛生学院が担ってきた保健師及び助産師の育成機能についても、存続されることが必要です。

つきましては、次の要望について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

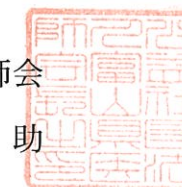
【要 望】

- 1 県立大学に大学院（修士課程）を設置すること
専門看護師などより高度な看護人材を育成するため、県立大学に看護系の大学院を設置すること。
- 2 県立大学において保健師及び助産師を育成すること
県立大学に大学専攻科を設置するなど、県内の保健師及び助産師の育成・確保を図ること

2020年1月28日

富山県知事 石 井 隆 一 殿

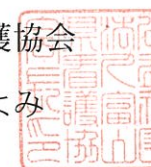
公益社団法人富山県医師会
会 長 馬 瀬 大 助



富山県公的病院長協議会
会 長 野 田 八 嗣



公益社団法人富山県看護協会
会 長 大 井 きよみ



富山県知事

新田 八郎 殿

令和3年度富山県予算に対する要望書



公益社団法人富山県医師会

富山県公的病院長協議会

公益社団法人富山県看護協会

令和3年度富山県予算に対する要望事項

急速な少子高齢化に伴う疾病構造の多様化や医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化、さらには、新型コロナウイルス感染症は依然として予断を許さない状況にあるなど、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、引き続き県民が安心して医療を受けられる体制を提供していくためには、医師や看護師をはじめとする多職種間の一層の連携強化を図っていくことが重要な課題の一つです。

こうした中で、それぞれの医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、互いに連携し、県民個々の状態に応じた適切な医療サービスを提供するため、看護師には、高度急性期医療や在宅医療、地域包括ケアシステムなど、多様な場で質の高いケアを提供できる実践力を持つことが期待されています。

さらに、近年、こうした多様な場において、複雑で対応が困難な課題を抱える患者さんやご家族への水準の高い看護ケアの提供や、患者さんの状態を見極め、必要な医療サービスを適切なタイミングで届ける専門看護師や特定行為を実施する看護師など新しい制度の普及が進んでおり、これまでより一層質の高い看護人材の育成を進めることが大切です。

2019年4月、富山県立大学に看護学部が開設され、県内医療機関等への質の高い看護職員の供給に寄与することが期待される中、第1期生が大学院修士課程で学ぶことができるよう、2023年4月に新たに看護系の大学院（修士課程）を開設し、高度な実践力を備えた人材を育成するとともに、研究を通じて様々な課題を解決していきける能力を備えた人材を輩出していくことが必要です。

併せて、県立総合衛生学院が来年度末をもって閉院となり、県内で保健師及び助産師を育成する機関が富山大学のみとなることから、引き続き、県内での育成・確保を図るため、総合衛生学院が担ってきた保健師及び助産師の育成機能についても、存続されることが必要です。

つきましては、次の要望について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

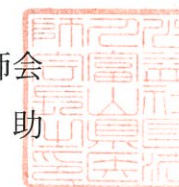
【要 望】

- 1 県立大学に大学院（修士課程）を設置すること
専門看護師など、より高度な看護人材を育成するため、県立大学に看護系の大学院を設置すること
- 2 県立大学において保健師及び助産師を育成すること
県立大学に専攻科を設置し、引き続き、県内の保健師及び助産師の育成・確保を図ること

2021年1月29日

富山県知事 新 田 八 朗 殿

公益社団法人富山県医師会
会 長 馬 瀬 大 助



富山県公的病院長協議会
会 長 野 田 八 嗣



公益社団法人富山県看護協会
会 長 松 原 直 美

